





目次

はじめに



- 3 Tadeu Marroco からのメッセージ
- 4 企業理念と目的
- 5 働き方
- 8 部門長の役割
- 9 倫理的判断

外部の利害関係者



- 36 ロビー活動とエンゲージメント
- 38 政治献金
- 40 コミュニティ投資

スピークアップ



11 スピークアップ

社会と環境



- 15 従業員:職場における敬意
- 17 人権
- 20 健康、安全、福祉
- 22 環境

個人及びビジネスの 誠実性



- 25 利益相反
- 29 贈収賄及び汚職対策
- 31 贈答及び接待 (G&E)

企業資産および 財務の健全性



- 44 正確な会計及び記録保管
- 47 企業資産の保護
- 50 データプライバシー、倫理及び人工知能
- 51 サイバーセキュリティ、秘密保持及び 情報セキュリティ
- 54 インサイダー取引と市場濫用行為

国内および国際取引



- 57 競争と反トラスト法
- 61 制裁措置と輸出規制
- 63 不正取引防止
- _____ 65 脱税とマネーロンダリング対策

用語集



70 用語集

- 1. はじめに
- 2. スピークアップ
- 3. 社会と環境
- 4. 個人およびビジネスの誠実性
- 5. 外部の利害関係者
- 6.企業資産および財務の健全性
- 7. 国内および国際取引
- 8. 用語集

1

はじめに

- 3 Tadeu Marroco からのメッセージ
- 4 企業理念と目的
- 5 働き方
- 8 部門長の役割
- 9 倫理的判断



Tadeu Marroco からのメッセージ

正確な方法でビジネスを変革することは、当社にとって最も重要な ことです。

サプライヤー、消費者、事業を展開する地域社会に対して、互いに 原則を守り、透明性を保つ責任があるということです。

企業理念と価値観は、当社が実践している行動です。当社のビジネス行動基準(SoBC)は、自身と同僚に期待する基準を示すことで、サポートしています。誠実さへの揺るぎないコミットメント、そして責任を持ってビジネスの成果を提供することは譲れません。

協働、信頼、そして人々が報復を恐れずに疑問を投げかけ、挑戦できる安全な空間を作ることを信じています。つまり、同僚が責任を持って職務を遂行できるようサポートし、信頼し、そして不正行為について懸念を表明することを意味します。あなたがサポートされ、声が届くことを確信してほしいです。

SoBC を読み、理解し、ビジネスを変革し、「A Better Tomorrow ™」を築くために共に取り組むにあたり、必ずルールを守っていただければと存じます。

Tadeu Marroco 最高経営責任者 2024年1月



目的と 企業理念

私たちの目的は明確です: A Better Tomorrow[™]を築くとい うことです

成人消費者の嗜好に合わせた不燃 性製品のマルチカテゴリー・ポートフォリオを通じて、事業による 健康への影響を軽減することで、 この目標を実現します。

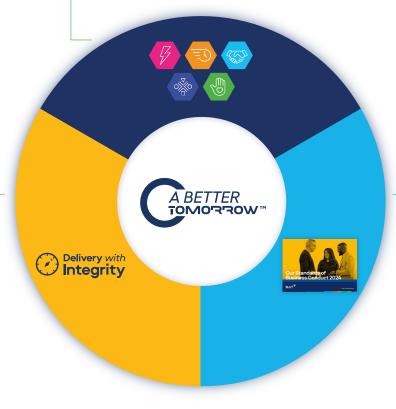
企業文化 誠実に結果を出す

仕事のやり方は、高水準の誠 実さをもって業績を達成する という集団的なコミットメン トに支えられており、事業全 体の全員に理解され、支持さ れています。

企業理念

価値観の設定

A Better Tomorrow™(より良い明日)を 実現するための重要な推進力は、BA Tの 信念です。この信念を通じて、当社の価値 観を示し、グループ全体の文化と行動を導 き、持続可能な成長を促す将来に適した 組織を築きます。また、大胆に、俊敏に、 力強く、多様に、誠実に、の5つを行動指 針に据えています。



SoBC 行動指針

企業理念が示す価値観と行動は、 守るべき高水準の誠実さを定め た**業務遂行基準(SoBC)**に明記 されています。



従業員の働き方

企業行動基準は、ブリティッシュ・アメリカン・ タバコのグローバルな方針であり、当社が守るべ き高水準の誠実さを表しています。

SoBC のローカルバージョン

グループ内の各社は SoBC を採用することが要求されています。グループ会社が独自の SoBC の導入を希望する場合、少なくともこの SoBC と同程度の厳しさでなければならず、該当する地域の法務部長の支援と提示を受けた後、グローバル法務チームによって 指摘され、さらに AGC ビジネス・インテグリティ&コンプライアンス部によって文書で承認されなければなりません。SoBC が現地の法律と矛盾する場合は、現地の法律が 優先されます。

SoBC 優先順位

SoBC(または該当する場合は現地版)とグループ会社により発行された他の文書 (雇用契約を含む)が矛盾や一致しない場合は、SoBC(または該当する場合は現地版) の条項が優先されます。SoBC(または該当する場合は現地版)で言及されているすべ ての方針及び手続きの条項は、BAT の全従業員にとって必須です。

当社の「誠実な目的遂行」の遵守プログラムは、倫理的な企業文化を推進し、当社の SoBC に定められている期待される行動を伝達します。BAT では、最も安定した永続 的な関係は信頼と透明性に基づくものであると認識しています。

このような理由から、常に、どのように、何を、誰とコミュニケーションするかに細心の注意を払いながら、あらゆるチャネルにおいて責任あるコミュニケーションとマーケティング・イニシアチブに努めています;マーケティング・コミュニケーションについては、SoBC とは独立した当社の責任あるマーケティング原則(RMP)が適用されます。

誠実さへの取り組み

SoBC(または現地版)およびグループ会社、当社の事業、そして自身に適用されるすべての法律と規制を遵守しなければなりません。常に高い水準の誠実性を持って行動することが必要です。

当社の行動はすべて合法でなければなりません。誠実さを備えた上で進化します。 当社の行動、振る舞い、どのようにビジネスを行うかは、責任感を持ち誠実かつ 真摯で信頼に足るものでなければなりません。

SoBC またはそれに相当する地域の規定を知り、理解し、遵守する必要があります。

当社の SoBC は、BAT、その子会社、および BAT が支配する合弁会社の全従業員に適用されます。共に働く請負業者、出向社員、研修生、代理人、またはコンサルタントとして当社と協働する場合は、SoBC と一貫性を持って行動し、お願いしております。SoBC は、BAT サプライヤー行動規範によって補完され、サプライヤーに遵守を求める最低限の込まれています。

違反報告義務

当社は SoBC または法律に違反する不正 行為の疑いがある場合、報告する義務が あります。また、当グループと協働する 第三者によるそのような行為も報告しな ければなりません。

BAT は、SoBC 違反の疑いや違法行為を 懸念したり報告したりする人に対する報 復を一切容認しません。

違反の結果

SoBC に違反や違法行為に対しては、 特に重大な違反について解雇を含め、 懲戒処分の対象となります。

SoBC または法律に対する違反は、当グループおよび関係者に深刻な結果をもたらす可能性があります。犯罪行為である可能性がある場合、捜査のために当局に照会され、訴追される可能性があります。

SoBC 年次確認と研修

毎年、全ての従業員とグループ企業は、 SoBC の遵守を毎年正式に確認しなけれ ばなりません。

従業員は、年次 SoBC 準承認手続一環として、SoBC へのコミットメントと遵守を再確認し、透明性のために個人的な利益相反を申告または再申告するように促される際に行います。

新入社員は、ロビー活動やエンゲージメントを含む SoBC をカバーする必須のインダクションを受け、利益相反を開示するよう求められます。

グループの事業体は、「コントロール・ナビゲーター」の中で、各自の事業部門または市場が SoBC の遵守をサポートするための適切な手順を備えていることを確認します。

安全・安心な環境

グループ会社には、従業員の安全および 資産のセキュリティを維持する責任を負い ます。詳細は「Group SecurityProcedure (グループ会社のセキュリティ手続)」を 参照してください。

責任のあるマーケティ ング

グループ会社および従業員は、SoBC から独立した「責任あるマーケティング原則(RMP)」に従い、グループ製品の責任あるマーケティングを徹底しなければなりません。

メディアとソーシャル メディアの利用

ジャーナリストやメディアからコメント を求められた場合は、社外広報チーム (グループ・プレス・オフィス: press_office@bat.com) にご連絡く ださい。

従業員によるソーシャルメディアの特定の利用は、BATの資産と評判にリスクをもたらす可能性があります。従業員はソーシャルメディアを利用する際、適切な判断力を行使することが必要です。

皆さんは、SoBC または現 地版の規定を知り、理解し、 遵守する必要があります。





部門長の役割

SoBC、方針及び手続きは、役割や年功に関係なく、すべての者に適用されます。マネジャーは、SoBC の重要なロールモデルです。あなたが部下を管理する立場にあれば、すべての部下が本規準を読み、何が期待されているかを理解するために必要な説明、リソース、研修を受けるようにしなければなりません。

部門長には、報告を受けた懸念を法務部に伝達するという追加の義務があります。このような懸念を無視したり、誰かがスピーチ・アップするのを止めたり、思いとどまらせたりした者は、懲戒処分を受ける可能性があります。

部門長には以下のことが期待されます:

- BAT の理念を理解し、正しいことのために毅然とした姿勢で行動する;
- チームが「誠実な目的遂行」方法を理解し、一貫性のある行動を認識 できるよう指導する;
- ロールモデルとして職場における敬意の見本を示す;
- 報復を恐れることなく、チームが自由に懸念を表明できる環境を作る;
- 適切な場合には、懸念を表明する。

例外も妥協も許されません

部門長には、本規準と相容れない、あるいは法に反するいかなる行為も 指示又は許可する権限はありませんいかなる状況においても、結果のた めに基準が妥協されることは許されない。業務をどのように遂行するかは、 業務の成果と同様に重要なことです。

SoBC または法律に違反する行為を上司から命じられた場合は、上層部、地元の法律顧問、または「指定役員」(gdo@bat.com) に申し出ること。また、社内の人に相談できない場合は、秘密厳守のスピークアップ・ホットラインを通じて報告することもできます(bat.com/speakuphotlines)。

倫理的判断を 使用します

ステップ1



これは合法で、社内規則やガイダ ンスに準じているだろうか?

はい 🛶

いいえ/確信なし



準拠していない場合は、 進めてはなりません。

法律に違反してはならず、 SoBC で言及されているすべての ポリシーと手続を遵守しなけれ ばなりません。



ステップ 2



正しく、公正な行動だと 感じるだろうか?

いいえ/確信なし



準拠していない場合は、 進めてはなりません。

誰かの目があるかないかに関わ らず、常に誠実性をもって行動し、 正しいことを行わなければなり ません。



ステップ3

てください。

はい 🛶

当社の SoBC により、遭遇する可能性のある全ての状況に 対応できるわけではありません。あなたが倫理的に難しい、

あるいは不確かな状況にある場合は、以下のガイドに従っ



自分自身の行動が新聞に載った 場合、またはリーダーシップチー ムに自分自身の行動を説明しなけ ればならない場合、胸を張ってい られるだろうか?



いいえ/確信なし



準拠していない場合は、 進めてはなりません。

停止してください。おかしいと 感じるようであれば、行動すべ きではないでしょう。



確信が持てない場合は、部門長、法律顧問、または上層部に通報してください。

- 2. スピークアップ
- 3. 社会と環境

- 7. 国内および国際取引

2 スピーク アップ

11 スピークアップ





スピークアップ

不正行為についてスピークアップするのは勇気が必要です。スピークアップ・プロセスは、内部通報を行う人を支援することに加え、従業員の懸念をどのように扱うかについて、信頼と自信を与えるためのものです。

内部通報を推奨します

当グループで働く人、または当グループに協力している人で、職場における(過去のもの、現在進行中のもの、ま今後発生する可能性のあるかものを含む)実際の不正行為またはその疑いについて懸念を抱いている者は、誰でも「スピーク・アップ(報告)」を行うべきです。

これには、従業員、請負業者、臨時労働者、ビジネスパートナー、顧客、サプライヤーおよびそれらの 労働者が含まれます。



不正行為の例

不正行為の例には以下が含まれます。

- 窃盗、詐欺、贈収賄、汚職、制裁違反などの犯罪行為;
- 個人の健康または安全を危険にさらす、または環境に損害を与える行為;
- 職場におけるいじめ、嫌がらせ(セクハラを含む)、差別、現代の奴隷制度またはその他の人権侵害;
- 会計上の不正行為または書類の偽造;
- SoBC または当グループのその他のグローバルな方針、原則、基準に対する違反;
- 作為または不作為による、法的義務の 不遵守;
- 誤った判断・処罰;
- 不正行為を隠す;
- 他人に上記の行為をさせる。

不正行為には、個人的な雇用状況または 昇進についての不満は含まれません。こ のような場合、苦情申立てが利用可能で あり、苦情処理方法の詳細は人事部から 入手できます。

部門長には、報告を受けた懸念を法務部に伝達するという追加の義務があります。このような懸念を無視したり、誰かがスピーチ・アップするのを止めたり、思いとどまらせたりした者は、懲戒処分を受ける可能性があります。

通報先

SoBC 違反に関する懸念を提起するために、複数の選択肢が用意されています。 従業員にとって一番便利な方法を利用して提起してください。

- 指定役員;
- 人事部長または法律顧問;
- 直属のラインマネージャー
- 当社専用の外部スピーク・アップ・チャンネル(www.bat.com/speakup)では、経営陣から独立して運営されており、オンラインまたは電話で(希望する場合は匿名で)懸念を表明することができます。

グループの上級管理者 4 名がグループ指 定役員を務めます。誰でも彼らに直接懸 念を申し出ることができます。

彼らは:

- AGC ビジネス・インテグリティ& コンプライアンス担当: Tamara Gitto;
- British American Tobacco p.l.c. のカンパニー・セクレタリー: Caroline Ferland;
- グループ内部監査責任者: Graeme Munro;
- グループ報酬部長: Jon Evans。

E メール(gdo@bat.com)、 電話(+44 (0)207 845 1000)または 書面(British American Tobacco p.l.c., Globe House, 4 Temple Place, London WC2R 2PG)にてお問い合わせください。

調査と秘密保持

どのような方法でスピーク・アップを選択しても、懸念事項を公正かつ客観的に 調査するため、当社は通報者の身元を秘密として厳守します。

適切な場合には、BAT は、SoBC の違反したことが判明した個人に対し、懲戒処分を含む措置を講じます。

実行可能かつ適切な場合には、当社から 連絡可能であれば、調査結果に関する結 果も知らせします。

グループ SoBC 保証手順で、懸念をが どのように上層部に伝達されし、調査 するかについての詳細を読むことがで きます。

指定役員および SoBC 保証手続き

当社では、世界各地を拠点とする、懸念 事項の受付を担当する指定役員を擁して います。

この SoBC ポリシーは、グループ SoBC 保証手順によって補足されており、SoBC 違反の懸念や報告が上層部に報告され、調査されるかについてより詳細に規定されています。グループ SoBC 保証手順は、SoBC の不可欠な部分を形成し、SoBC の一部であるかのように遵守されることが必要です。

通報者の保護

不正行為の事実や不正行為の疑いについて懸念を提起したことで、たとえそれが間違いであったとしても(直接間接を問わず)どのような形の報復も受けることはありません。

当社は、懸念を表明した従業員又は懸念を提起する人を支援する従業員又は調査に参加した人に対するる嫌がらせや迫害を容認しません。このような行為は SoBC の違反であり、重大な懲戒事項として扱われます。



相談窓口

所属部門の部門長

上級管理職

地元の法律顧問

コーポレート・コンプライアンス部長:

sobc@bat.com

スピーク・アップ ポータル:

bat.com/speakup

スピーク・アップ・ホットライン:

bat.com/speakuphotlines

- 1. はじめに
- 2. スピーク・アップ
- 3. 社会と環境
- 4. 個人およびビジネスの誠実性
- 6. 外部の利害関係者
- 6.企業資産および財務の健全性
- 7. 国内および国際取引
- 8. 用語集

3

社会と環境

15 従業員:職場における敬意

17 人権

20 健康、安全、福祉

22 環境





当社の従業員: 職場における敬意

従業員は同僚やビジネスパートナーを、尊敬と敬意 を抱いて、包括的に扱わなければなりません。

当社の信念

当社は、結社の自由、あらゆる形態の強制労働や児 童労働の撤廃、雇用や職業に関する差別の撤廃など、 労働基本権が尊重されるべきであると考えます。

当社の人材と人権慣行に関するポリシーは、国内および国際的な労働法、推奨慣行、指針¹に基づいています。

当社は、適用されるすべての労働法規を遵守します。

多様性は企業理 念の重要な原則 です

国際労働機関(ILO)の労働における 基本的原則および権利に関する宣言、 国連のビジネスと人権に関する指導 原則、OECDの多国籍企業行動指針。

平等と多様性の促進

当社は、全従業員に均等な機会と公正な 待遇を提供し、雇用の平等を推進するこ とで包括的な労働力を創出することに専 心しています。

多様性は企業理念の重要な原則です。グループ全体の多様性及びインクルージョン戦略は、全従業員が能力を発揮できるようにすることに重点を置いています。 当社はお互いの違いを敬意を払って尊重し合い、祝福し、それぞれの個性を大切にします。

己の欲する所を同僚に施せ、特性や意見 を尊重し、いかなる形態の不法な差別も 行ってはなりません。

差別とは、人種、民族、肌の色、ジェンダー、年齢、障がい、性的志向、性自認、性別適合、階級、宗教、政治、配偶者の有無、妊娠の有無、労働組合の会員であるか、または、法で守られたその他の特徴が従業員の雇用、成長、昇進または退職の決定に影響を与えることをいいます(が、その限りではありません)。

これは、職場における差別撤廃に関する 基本原則を定めたた ILO 条約第 111 号へ の支持を反映しています。

透明性を促進し、説明責任を果たすため、「年次多様性・インクルージョン報告書」を発行しています。この報告書には、グローバルな多様性・インクルージョン戦略や、性別・民族別賃金に関する報告が詳細に記載されています。

嫌がらせといじめの防止

ハラスメントやいじめは、絶対に許容されません。当社は、そのような行為や態度を職場から排除することを約束します。

ハラスメントやいじめには、虐待的、屈辱的、威圧的な性質を持つあらゆる形態の性的、言語的、非言語的、身体的な行為が含まれます(ただし、これらに限りません)。

このような行動、またはその他の方法で容認できない行動を目撃または経験した場合、部門長に報告しなければなりません。当社は従業員が問題を提起することに信頼を持つことができる環境を提供し、関係者全員が満足する迅速な解決を目指す体制を整えるべく努めます。

従業員は、各地域の苦情処理手続また はグループ・スピーク・アップ・チャ ンネルを通じて問題を提起することが できます。

公正な賃金と福利厚生

当社は、公正で明確かつ公平な報酬を提供することを約束します。

グループ会社はすべての最低賃金法令を 遵守しなければならず、当社の戦略は、 地域内で競争的な報酬水準を目指してい ます。

柔軟な働き方の支援

当社は、従業員の柔軟な就労を支援に全力で取り組みます。

グループ会社は、法的に義務付けられた 最長労働時間の要件を考慮したうえで、 適用される労働時間法を遵守することが 必要です。



人権

当社は常に、従業員、取引先、そして事業を行う地域 社会の人権を尊重する方法で業務を遂行しなければな りません。

当社の信念

当社は、世界人権宣言で確認されている基本的人権が 尊重されるべきであると信じています。

人材と人権慣行に関する当社のポリシーは、国内および国際的な労働法、推奨慣行、指針²に基づいています。

適用されるすべての関連労働法規を遵守します。

² 当社の人権戦略は、強力な方針、適切なデュー・ディリジェンス、および(必要な場合には)是正に重点を置いています。国連「ビジネスと人権に関する指導原則」(UNGPs)、ILO労働における基本的原則および権利に関する宣言、OECD 多国籍企業行動指針に沿ったものです。

児童労働の禁止

サプライチェーンにおける児童労働ゼロを目指しています。子どもたちの福祉、健康、安全が常に最優先されます。当社は、子どもたちの成長と彼らのコミュニティや国の発展に最も役立つものは、教育であると認識しています。

当社は、雇用の最低年齢と最悪の形態の 児童労働の撤廃に関する基本原則を定め た ILO 条約第 138 号および第 182 号を支 持します。

その通り:

- 児童の健康、安全、道徳に害を及ぼす 可能性がある、または危険とみなされ る労働は、18歳未満の者が行っては なりません。また、
- 労働の最低年齢は、現地の法律に基づく労働の最低年齢を下回ってはならないし、義務教育終了の法定年齢を下回ってはならず、いかなる場合も15歳未満であってはなりません。

当社のサプライヤーおよびビジネスパートナーに、当社のサプライヤー行動規範で定めるとおり、就労の最低年齢について遵守することを求めます。現地法によっては、13歳~15歳の子供は、教育や職業訓練の機会を奪われない、または(機械機器や農薬を扱うなど)健康や成長に有害な活動を含まない限りは軽度の作業を行うことができる。また、所轄官庁が認めた訓練や就労経験の計画は例外として認める。

人権の管理

さらに、サプライチェーンを含め、当社 の影響が及ぶ範囲で人権尊重を促すよう 取り組んでいます。

そのため、当社のサプライヤーはすべて、 サプライヤー行動規範の要件を満たすこ とが求められ、これはサプライヤーとの 契約条件にも組み込まれています。 タバコと製品原料のサプライチェーン、および当社の事業活動に適用されるさス・プロセス・プロセス・プロセスを有しており、年次報告書と ESG 報告書を合わせて報告しています。可能な限り、当社のデューデリジェンス手続きプライヤー行動規範の有効性と遵守を監視し、人権リスクと影響を特定、防止、緩和することを可能にします。

事業活動やサプライチェーンにおいて確認された人権問題を完全に調査・改善し、継続的な改善に全力で取り組みます。サプライヤーに関連して人権侵害が確認されたにもかかわらず、是正措置への明確なコミットメントがない場合、不作為が続く場合、または改善が見られない場合は、当該サプライヤーとの取引を中止する必要があります。

結社の自由

当社は、結社の自由と団体交渉を尊重し ます。

当社の労働者は、法律、規則、一般的な 労使関係・慣行、および合意された会社 手続きの枠内で、自ら選択した労働組合 を結成・加入し、労働組合またはその他 の善意の代表者によって代表される権利 を有します。当該代理人は差別されては ならず、法、規制、現行の労働関係と実 践、合意された会社の手続きの枠組みの 中で、職場で活動を行うことができます。

サプライヤー・パートナーはまた、結社 の自由と団体交渉に対する労働者の権利 を尊重し、彼らの雇用と安全に関連する 事項について労働者と協議することが期 待されます。

現代の奴隷制や労働搾取の禁止

当社は、当社の事業において、奴隷制、 奴隷状態、強制労働、拘束労働、意志に 反する労働、人身売買、違法な移民労働 が一切行われないよう、取り組んでいま す。グループ会社および従業員(並びに 当社に代わって行動する人材紹介業者、 就職斡旋業者又は第三者)は、次の行為 を行ってはなりません。

- 雇用の条件として、労働者に人材紹介 料の支払い、ローンの利用、不当なサー ビス料や保証金の支払いを要求する こと;
- 雇用の条件として、身分証明書、パスポート、または許可証を差し止めたり、労働者に引き渡しを求めたりすること。

国内法または雇用の手続き上、身元確認書類が必要な場合は、サプライヤーは法に従って厳密に取り扱います。身分証明書は、セキュリティーまたは保管の理由から、労働者の十分な情報に基づく、のまかつ書面による同意がある場合にのみ、保管または保存されるべきでする。労働者は、いかなる制約も受けることなく、いつでも無制限に取り戻せる状態でなければなりません。

現地コミュニティ

当社は事業を運営する地域社会の社会的、 経済的、環境的利益を特定し、理解しよう と努めています。

事業とサプライチェーンに関連する、また は影響を受ける可能性のある特定の人権リ スクを特定するよう努めます。その際、従 業員とその代表者を含むステークホルダー の意見を求めます。

当社は、展開する事業が人権侵害につながらないよう計らい、当社の行動を原因として生じる人権へのマイナスの影響を是正するための適切な措置を講じます。

サプライ・チェーン全体でポジティブな社会的影響をもたらす上で、重要な役割を担っていると認識しています。例えば、農民の生計向上や食料の安全保障を支援し、そのために協力して取り組んでいます。私たちのコミュニティ・プログラムは、農村地域の長期的な回復力の構築を支援しています。アプローチは、コミュニティ投資レームワークによって支えられています。

従業員が地域社会とビジネス・コミュニティの両方で積極的な役割を果たすことを奨励しています。グループ各社は、従業員や事業を行っている地域社会に能力開発の機会を創出し、ホスト国政府の開発目標やイニシアティブと調和することを目指すべきです。

GG

そのため、当社のサプライヤーはすべて、サプライヤー行動 規範の要件を満たすことが求 められ、これはサプライヤー との契約条件にも組み込まれ ています。



健康、安全、福祉

サプライヤーは、安全で健康的な就労条件を提供し 維持しなければなりません。

当社の信念

従業員の健康、安全、福祉を重視し、怪我や健康を予防します。グループ全体で事故ゼロの職場を目指しています。

当グループの安全衛生方針は、現地と国際的な労働法 および労働基準³に基づいており、当グループが事業を 展開する国々で適用される安全衛生法および規制の要 件を満たすか、それを上回るように設計されています。 ³ILO 労働安全衛生マネジメントシステムと ISO45001 労働安全衛生管理。

安全衛生管理

当社は、事業を成功裏に遂行する上で、 すべての従業員、請負業者、および当社 以外の従業員の健康、安全、福祉の重要 性を認識しています。

グループ会社は次のことをしなければな りません。

• グループ安全衛生方針、グローバル EHS ポリシーマニュアル、または国 内法(最も厳しい方)に準拠した安全 衛生手順を採用します。

すべてのグループ従業員は以下を行わな ければなりません。

- 業務中は、自分自身と他者の健康と安全に妥当な注意を払うこと;
- すべての安全衛生関連事項に全面的に 協力すること;
- 安全のために提供された機器・設備を 妨害したり、悪用したりしない;また、
- 当社のグローバル EHS ポリシーマ ニュアルに従い、危険な状況を報告す ること。

従業員のウェルビーイ ングの保護

当社は従業員の健康を重視し、安全な職場環境を提供して、事故や傷害の発生を防ぎ、職場での健康リスクを最小限に抑えるよう、全力で取り組んでいます。

当社は、世界中の従業員の物理的セキュリティを最大化するために継続的に取り組み、当社のポリシーと基準が理解され、トレーニングが提供されるようにすることで、各自の業務に関連する健康、安全、セキュリティの問題と要件を全員が認識できるようにします。





環境

事業活動全体およびパ影響を及ぼす広範なサプライ・チェーン全体にわたって、卓越した環境管理 に取り組んでいます。

当社の信念

良好な環境管理が正しい行為であるだけでなく、製品 に必要な資源への依存度を考えれば、健全なビジネス 上も理にかなっていると確信じています。

グループ**環境ポリシーステートメント**は、国内および 国際的な労働法、推奨慣行、基準⁴に基づいています。

適用されるすべての環境法および規制を遵守します。

⁴ISO 環境マネジメントシステム 14001。

環境保護

グループ会社は次のことをしなければなりません。

• グループ環境方針、グローバル EHS ポリシーマニュアル、または国内法(最も厳しい方)に沿った環境手順を採用します。

グループ従業員には、以下のような環境管理プログラムへの貢献 が奨励されています。

- 個人の環境への影響を理解し、責任を持って資源を使用する機会を特定し、BATの環境目標の達成を支援する;
- すべての環境法規制および当社のグローバル EHS ポリシー・マニュアルを熟知し、遵守していることを保証しする;
- サプライヤー及び取引先が、**サプライヤー行動規範**に規定されている環境持続可能性に関する最低基準を遵守する;
- Global EHSPolicy Manual に従い、不適合を報告する。

当社の Environment Policy Statement (環境方針声明) には、 以下の優先分野があります。

- 気候変動への取り組み;
- 廃棄物の削減と循環型経済への前進;
- 生物多様性と森林の保護;そして
- ウォーター・スチュワードシップ。

全従業員には、従業員学習プラットフォームである GRID で利用できる「Environmental Sustainability Foundation Programme」(環境サステナビリティ基礎プログラム)の 受講が奨励されています。



- 1. はじめに
- つ 2. スピーク・アップ
- 3. 社会と環境
- 4. 個人およびビジネスの誠実性
- 5. 外部の利害関係者
- 6.企業資産および財務の健全性
- 7. 国内および国際取引
- 8. 用語集

4

個人および ビジネスの 誠実性

- 25 利益相反
- 29 贈収賄及び汚職対策
- 31 贈答及び接待(G&E)





利益相反

従業員として、BAT に対してその利益を促進する義務があります。業務上の取引において利益相反を避けなければならず、利益相反が生じる可能性のある個人的な状況を開示しなければなりません。誠実に事業を遂行するためには、利益相反を効果的に管理することが必要です。

会社の最善の利益となる行動

我々は、個人的な利益がグループまたはいずれかグループ会社の利益と相反する可能性がある、または相反すると思われる状況を避けなければなりません。

多くの状況や人間関係は、利益相反を生じさせる可能性があります。その中で最も一般的なコンフリクトの種類は27ページと28ページに記載されています。

一般的に、利益相反とは、当グループにおける立場や責任が、近親者に個人的な利益や恩恵(雇用による通常の報酬は別として)を得る機会を与える状況、または当グループに対する義務や責任よりも、当該個人的な利益やその近親者の利益を優先する機会を与える状況を指します。

利益相反開示

BAT に初めて入社時に、または対立が生 じたら直ちに、SoBC Portal で対立を開 示しなければなりません。SoBC Portal にアクセスできない場合は、ラインマネ ジャーに事情を話してください。

衝突が存在するかどうか確信が持てない場合は、とにかく開示すべきです。利益相反が存在しない場合であっても、利益相反があるように見えると懸念が生じる可能性があります。上層部に状況を知らせるためにも、情報開示の側に回るべきです。

情報開示後、部門長は、当該利益に関連する BAT への潜在的なリスクが及ぶ可能性があるか、リスクを管理または軽減するために必要な手順を検討する場合もあります。場合によっては、BAT の利益に対するリスクは非常に低いため、措置を讃じる必要がないこともあります。

しかし、BAT の利益が当該利益相反によって悪影響を受ける可能性がある場合は、条件を適用する必要があるかもしれません。これには、役割や報告ライン、口座責任、特定の顧客またはサプライヤーとの取引を控えるという要件、またはBAT 従業員と監督関係を持たないことなどの変更が含まれます。

部門長は、申告された利益が何らかのリスクを引き起こす可能性があるか、あるいはリスクを軽減するための条件が必要であるかどうか確信が持てない場合は、「Conflicts ofInterest: A Guide for Line Managers」(利益相反:部門長向け指針)を読んでしてください。れでもなお確信が持てない場合は、上層部または地元の法律顧問に助言を求めます。

グループ会社の取締役は、次回の取締役会において、当社取締役会に対して利益相反を開示し正式な承認を得なければなりません。

また、開示された利益相反と必要な緩和 条件を定期的に見直し、更新することが 必要です。

利益相反記録

管理者は、開示された利益相反が SoBC Portal に入力されていることを確認する必要があります。または当該従業員が SoBC Portal にアクセスできない場合は、現地の egal Counsel or Company Secretary に通知します。

以下は、より一般的な利益相反の一部です。その他の状況でも利益相反が生じる可能性があります。特定の状況が利益相反を引き起こすかどうかについて質問がある場合は、部門長または Legal Counsel に相談してください。

<u>G</u>G

BAT に初めて入社時に、 または対立が生じたら直ち に、SoBC Portal で対立を 開示しなければなりません。 SoBC Portal にアクセスで きない場合は、ラインマネ ジャーに事情を話してくだ さい。

家族関係または個人的 関係

近親者と共に仕事をすることは、その近親者が当グループの従業員であるか、当グループの競合他社や取引先に勤務しているか、BATの事業に影響を与える可能性のある公務員であるかにかかわらず、利益相反を引き起こす可能性があります。

当グループで働く近親者がいる場合は、開示することが必要です。BATで働く他者との親密な関係も、利益相反やその見かけを引き起こす可能性があります。もしそのような状況にあるのなら、交際を公表すべきです。

当社での勤務期間中、あなたには、近親 者または親密な関係にある者を雇用、監 督、雇用条件に影響、または経営に影響 を与える能力を持ってはなりません。部 門長と報告者が近親者であったり、親密 な関係にあることは容認されません。上 司は、あなたの特定の状況に応じた軽減 措置をお知らせします。

また、知る限りにおいて、競合他社、 サプライヤー、顧客、コミュニティ投資、 または当グループが重要な取引を行って いるその他の企業や組織で、そのために 働いたり、サービスを提供したり、重要 な財務的利害関係を持ったり、上級役職 に就いている親族と親密な関係にある場 合、またはそのような親族がいる場合も 開示しなければなりません。 顧客、サプライヤー、地域社会投資家の近親者、またはビジネスや地域社会投資家とビジネス上の関わりがある場合、その近親者が重要な財務上の利害関係や上級職を保有している場合、経営陣はあなたの役割またはアカウント責任を変更する必要があるかもしれません。

また、公務員である近親者がいるかどうか、BAT の事業に影響を及ぼす可能性のある職務に就いているかどうかも開示しなければなりません。

当該個人が上位の意思決定者である必要はない。公務員がBATの事業に影響を及ぼす可能性のある職務に就いている場合は、開示する必要があります(通常、学校の教師、刑務所の看守、消防士、看護師などが国に雇用されている場合は除外されます)。開示が必要かどうかについて疑問がある場合は、最寄りの法律顧問にご相談ください。

経済的利害関係

自身および世帯に住む近親者について、以下の事項を開示しなければなりません。

- 競合他社とのすべての金銭的利害 関係;
- サプライヤまたは顧客との金銭的利 害関係サプライヤまたは顧客と当グ ループの取引に関与する場合、また は関与する人物を監督する場合。

公開されている投資信託、インデックスファンド、および類似のプールされた投資については、開示する必要はありません。

「重要な利害関係」とは、あなたの判断に 影響を及ぼしか、グループ会社の見解で はの可能性のある利害関係を意味します。

重要な金銭的利害関係を有してはなりません:

- あなたがサプライヤまたは顧客と当 グループの取引に関与する、または 関与する者を監督する場合;
- 当グループの競合他社、または当グループの利益に反する活動を行う企業。

当グループに入社する前に取得した場合に限り、競合他社との重要な財務上の利害関係を保持することが許可される場合があり、任命前に雇用会社に書面で開示し、あなたの雇用会社から異議は出なかった。グループ会社の取締役がそのような利益を事前に所有した場合は、会社の取締役会に報告し、次の取締役会で議事録に記載しなければなりません。

疑問がある場合は、現地の法律顧問にさらなる指導を求めます。

副業

第三者のために働く場合、まずその意思 をを開示し、ライン管理職の書面による 承認を得ることなく、その代理で働くこ とは許されません。

正社員においては、そのような業務に多大な時間を費やしてはならず、合意された労働時間内であってはならず、また、 業績に影響を与えたり、グループ会社に対する職務や責任を何らかの形で妨げたりしてはなりません。

例外なく禁止される状況もあります。例 えば、グループ会社の競合他社、業務上 取引する顧客やサプライヤーのために働 くことはできません。

「第三者のために、又は第三者の代理として働く」とは、副業を引き受けること、取締役やコンサルタントを務めること、その他グループ外の組織(慈善団体や非営利団体を含む)のためにサービスを提供することを意味します。当グループに対する義務や責任を妨げない限り、自分の時間に行う無報酬のボランティア活動は含まれません。

その他の形態の利益相反

これらの例は最も一般的な利益相反の種類を示したものであるが、利益相反は他の様々な状況でも生じうります。例えば、親密な関係にある組織に対して当グループがコミュニティ投資(慈善寄付を含む)を行った場合、またはあなたが BAT での仕事を通じて知ることになった、自身の個人的な利益のためにビジネスチャンスを得ようとする場合、対立が生じる可能性があります。

重要なことは、あなたや近親者の個人的利害が、BATの最善の利益のために行動するの義務に抵触する可能性があるという点です。BATを代表して判断や意思決定が、個人的利害関係によって影響を受ける可能性がある場合は、その利害関係を開示すべきです。





贈収賄と汚職対策

BAT はゼロ・トレランス・アプローチを採用しており、 あらゆる形態の贈収賄と汚職撲滅に取り組むことを約 束しています。グループ会社、従業員、または当社の ビジネス・パートナーが、贈収賄やその他の汚職行為、 犯罪行為(詐欺、横領、恐喝を含む)に関与し、また はいかなる形で参加することは、完全に容認できま せん。

賄賂とは

賄賂には、(個人的なものであれビジネスに関連したもの)便宜を図るために提供される贈答品、支払い、その他の利益(接待、キックバック、就職斡旋、投資機会など)が含まれる。贈賄は支払われたり受け取られたりする必要はなく、贈賄を提案したり、要求したり、受け入れることに同意したりする行為自体でも問題とされます。



公務員を含むいかなる人物に対しても(直接、間接を問わず)、贈答品、支払い、その他の利益を申し出たり、約束したり、与えたりしてはなりません。

賄賂禁止

当グループに適用される法律では、国、 現地の法律、慣習に関係なく、公務員へ の賄賂は犯罪です。また、私的事業に従 事する従業員や代理人(当社のサプライ ヤーなど)に賄賂を贈ることも犯罪です。

次のことを決して行ってはなりません。

- 当社利益のために公務員を含むいかなる人物に対しても(直接・間接を問わず)、贈答品、支払い、その他の便益を提供、約束、または贈与し、人物による不適切な行為を誘発または報奨する、または公務員の決定に影響を与え、または影響を与えようとすること;
- 不適切な行為の報酬や誘因として、任意の人物(直接的または間接的に)からの贈り物、支払い、または他の利益を要求したり受け入れたり、または不適切な行為を誘引するもの、または不適切な影響を与えるもの、または不適切な影響を与えることを意図したものであるかのような印象を与えるものです。

贈収賄防止法に違反した場合、グループ と個人の双方に厳し い結果がもたらされ る可能性があります。

斡旋料なし

従業員の健康、安全、または自由を保護 するために必要な場合を除き、(直接的 または間接的に)容易化支払いを行って はなりません。

「便宜を図るための支払」とは、支払う 人がすでに関わっている日常業務を円滑 にする、または迅速化する目的で、下級 公務員に少額の金銭を支払うことをいい ます。ほとんどの国では違法行為です。

BAT は、従業員の健康、安全、または自由が危険にさらされている例外的な状況を除き、便宜供与を認めません。このような場合、(可能であれば、支払いが行われる前に)現地法律顧問を関与させます。また、支払いはグループ会社の帳簿に完全に記録されなければなりません。

政府または国有企業(個人ではない)に 直接支払われる、公表され、十分に文書 化された迅速化手数料は、通常、腐敗防 止法の下では円滑化支払金とはみなされ ない。

適切な手続きの維持

グループ会社は、従業員および従業員に 代わって行動する第三者サービス・プロ バイダーによる汚職行為について責任を 問われる可能性があります。従って、グ ループ会社には、自社に代わって業務を 遂行する個人および会社から、不適切な 支払いが申し出られたり、行われたり、 要求されたり、受け取られたりしこと を保証する統制を実施・運用すること が期待されます。

このような監督には、以下を含むべきであります。

- 「Third Party AFC Procedure」 (第三者 AFC 手順)を含む、「サプライヤーを知る」「顧客を知る」手続きは、すべて関係するリスクに比例している;
- サービスにおける贈収賄・汚職リスクのレベルに応じて適切な、第三者との契約における腐敗防止条項が含まれており、これらに違反した場合は契約解除の対象となる可能性がある;
- 適切な場合、サプライヤーとの関係 を管理するスタッフに対する腐敗防 止研修および支援;
- 取引および経費の真性質および範囲 の迅速かつ正確な報告;
- 合弁事業の可能な取り決めを含む、 該当する取引への「M&ATransactions Compliance Procedure」 (M&A 取引 コンプライアンス手順) の適用。これ には倫理関連リスクのリスク評価も含 まれます。

帳簿、記録および 内部統制

グループの事業記録は、取引と支出の真の性質と範囲を正確に反映しなければなりません。適用される腐敗防止法とベストプラクティスに従って、財務記録と会計が正確であることを保証するために内部統制を維持しなければなりません。



贈答品・接待

頻度の低いビジネス関連の贈答品・接待の提供と受領は商慣習として許容可能です。しかし、不適切または過度な贈答品と接待は、贈収賄と汚職の一形態となり、BATに深刻な損害をもたらす可能性があります。

$\mathbb{Z}\mathbb{Z}$

グループ会社は、独立外 部監査人に対して、利益 相反を生じさせたり、独 立性を危険にさらすよう な G&E を申し出たり、 約束してはなりません。

G&E の提供および受領

贈答品や接待の提供、授受は必ず行わな ければなりません。

- 本 SoBC の「Anti-Bribery and Corruption Policy」(贈収賄と汚職 の防止)の章で定義されているよう に、贈収賄と汚職を構成する可能性 がある場合は、決して贈与 / 受領し てはならない;
- オープンな形で与えられる/受け入れられる;
- 関連するすべての司法管轄区域において合法であり、相手方の組織によって禁止されていないこと;
- 入札や競争入札に参加する当事者は 関与しないこと;
- グループ会社が関与する取引に重要な影響を及ぼさない、または及ぼす と見られる可能性がないこと;
- 現金または現金等価物(バウチャー、 商品券、ローン、証券)の贈与でな いこと;
- 求めたり要求したりすることはない;
- 見返りを求めて提供されるものでないこと(すなわち、条件を付けて提供される);

- 豪華または不適切(無礼、下品、性的に露骨、または現地の文化に配慮してグループ会社の印象を悪くするようなもの)であったり、そのように見えたりしないこと;
- 事前に書面による承認を得ます。 (本章および/または追加的な地域 要件により承認が必要な場合);
- 適用される事業経費の方針および 手続きに従って経費化される;
- さらに、公務員および民間部門の利 害関係者のための閾値を超えるすべ ての G&E は、G&E Tracker に記録 され、承認されなければならない。

公務員への G&E

公務員または近親者、友人、同僚に G&E (またはその他の個人的利益) を提供することで、公務員に直接的または間接的に影響を与えようとしたり、特定のビジネス上の利益を得ようとしたりすることは禁止されています。

規制当局との関わりは私たちのビジネスの一部です。このような状況において G&E を提供または受領することは(明記された閾値の範囲内であれば)許される場合があります。しかし、多くの国では 公務員が G&E を受け取ることを認めておらず、贈収賄防止法が厳しい場合が多いため、特に注意が必要です。

当社は、事前の承認を得ることなく、 公務員との間で G&A;E を提供または 受領することができます:

- 1人1件につき閾値20ポンド (またはそれ以下の地域の同等額) を下回る;
- 違法で、頻度が少なく、適切であること。

公務員(またはその近親者)との間で閾値 20 ポンドを超え 200 ポンドまでの G&E を提供または受領する場合は、G&E Tracker において、部門長および現地の 法律顧問から書面による事前承認を得なければなりません。

公務員(またはその近親者)との間で 200 ポンドを超える G&E を提供/受領 する場合 は、例外的な状況が発生した 場合にのみ適切であり、G&E Tracker (G&E 手順に詳述)で事前の承認を必要 とします。

G&E を申し出たり受け 入れたりする場合は、 次のことを考慮します

- **意図:**ビジネス関係の構築や維持、あるいは通常の礼儀を提供することのみを意図していますか。特定のビジネス上の意思決定において、受領者の客観性に影響を与えることを目的とした G&E は、決して適切ではない:
- 自国または相手の国で、これは適法 な行為だろうか? そうでなければ、 適切ではない;
- 価値: 市場価格は妥当か(すなわち、 贅沢/豪奢でない)、またビジネス 関係を構築または維持する意図や通 常の礼儀を提供する意図に比例して いますか。そうでなければ、適切で はない;
- 頻度: グループ会社が受領者に G&E を提供する頻度は低いですか;
- 直属のマネージャー、同僚、または グループ外の人がこの贈答品・接待 について知られた場合、自分自身や 受領者は困るだろうか?
 ち、それは適切ではない。

独立社外監査役との 間で G&E

グループ会社は、独立した社外監査人に対して、利益相反を生じさせたり、独立性を危険にさらすような G&E を申し出たり、約束したりしてはなりません(社外監査人が関与する G&E に関する詳しいガイダンスについては、「G&E 手順」を参照)。 KPMG は現在、当グループおよびグループ会社の大半の独立社外監査役であります。

民間セクターのステー クホルダー

当社は、事前承認を得ることなく、民間 部門の関係者との間で G&E を提供また は受領することができます:

- 1インスタンスにつき個人あたり 200 ポンド(またはそれ以下の地域 の同等額)の閾値未満を下回る場合。
- 合法的で、頻度が少なく、合理的な 商習慣に合致していること。

G&E Tracker を通じて事前の書面による 承認を得なければなりません:

• 閾値 200 ポンドを超える G&E の提供または受領について、部門長から 承認を受けます。

常に注意します:

• 要請を承認する場合、承認者は、 提案された G&E が上記の期待事項 に反していないこと、特に、タイミ ングおよび/またはより広範な文脈 が、G&E によって意思決定が影響を 受ける可能性があることを示唆する ものではないと認識され得ることを 納得しなければなりません;

- 事前承認が不可能な例外的な状況もあり得ります。承認は、G&E の授受から7日以内に、可能な限り速やかに要求しなければならず、その際、事前承認を要求または取得しなかった理由について正当な理由を書面で提出しなければなりません;
- ・ 部門長は、現地の法律顧問と協議の上、グループ会社従業員に提供された、またはグループ会社従業員が受け取った、適用される閾値を超えるG&Eをどうするか決定します。一般的に、そのようなG&Eは拒否されるか返却されるべきです。これが不適切であったり、不快感を与えたりする場合、G&Eは関連グループ会社の所有物となることを前提に受理されることがあります;
- 必要な G&E の承認を求める義務を、 個人的に支払う、あるいは他人に支 払ってもらうことで回避してはなり ません;
- すべての G&E は、適切な事業費ポリシーと手続きに従って費用化されなければなりません;
- いかなる場合においても、BAT 担当 者の立ち会いなしに、BAT の費用負 担で接待を行うべきではありません;

- 疑義を避けるため、本章の閾値を回避するために、G&Eをより小さな金額/数値に分解してはなりません;
- G&E は通常、BAT が業務上の関係を有する者に向けられるべきであり、その友人や親戚には向けられません。しかし、個人の友人、親戚、その他のゲストが出席する場合、その費用は、本章の閾値の目的のために合算されるべきです;
- 例外的な承認および特定の限定された状況下で利用可能な包括的承認に関する詳しいガイダンスについては、G&E 手順を参照のこと;
- 追加情報は、G&E 手順および G&E FAQs をご覧ください。

グループ会社からの G&E

従業員がグループ会社から G&E を受け 入れることに制限はない。グループ会社 は、そのような G&E が合法的、適切、 かつ比例的なものであることを保証す る必要があります。

正式な記録とモニタリング

各グループ会社は、公務員の G&E Tracker の維持と監視に責任を持ち、 民間部門の G&E の記録と、閾値レベル を超えるすべての G&E の登録が G&E トラッカーに維持されるようにします。

GG

多くの国では公務員が G&E を受け取ることを認 めておらず、贈収賄防止 法も厳しいことが多いた め、特に注意が必要であ ります。



相談窓口

所属部門の部門長

上級管理職

地元の法律顧問

コーポレート・コンプライアンス部長:

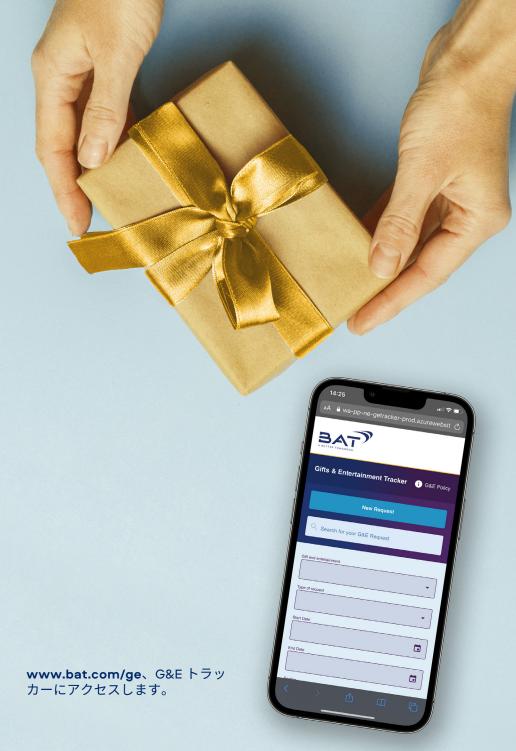
sobc@bat.com

スピーク・アップ ポータル:

bat.com/speakup

スピーク・アップ・ホットライン:

bat.com/speakuphotlines



- 1. はじめに
- 2. スピーク・アップ
- 3. 社会と環境
- 4. 個人およびビジネスの誠実性
- 5. 外部ステークホルダー
- 6.企業資産および財務の健全性
- 7. 国内および国際取引
- 8. 用語集

5

社外ステー クホルダー

36 ロビー活動と関与

38 政治献金

40 地域社会への投資





ロビー活動とエ ンゲージメント

BAT は企業の透明性を重視しています。責任ある企業として、社外のステークホルダーとのすべての関与活動は、透明性、開放性、誠実性をもって実施することが必要です。私たちは、業務に影響を与える政策関連の議論に正当な貢献をし、従業員は本章⁵に従って関与することが求められます。

当グループは果たすべき正当な 役割がある

市民参加は、責任ある事業および政策立案の基本的側面であり、BAT 社員は、ロビー活動登録および報告要件を含め、事業を行う市場のすべての法律および規制を遵守し、透明かつオープンな方法で政策プロセスに参加しなければならりません。

政治家、政策立案者、規制当局との関わりは、透明性 のある方法で正確な情報を提供することに重点を置い ています。これにより、外部の利害関係者が政策決定 を行うための強固な基盤が構築されます。 5この「ロビー活動とエンゲージメント」の章は、経済協力開発機構(OECD)のロビー活動の透明性と誠実性のための原則に基づいています。

透明性と高いプロ意識

グループ会社および従業員は、社外のステークホルダーと関わる際、以下を徹底 しなければなりません。

- 当社がビジネスを展開する市場のすべての法律と規制を遵守し、開示性と透明性の高い方法でエンゲージメントを行っています;
- 必ず氏名と所属企業を伝えて身分を 明かします;
- 本 SoBC の「Anti- bribery and Corruption Policy」(贈収賄及び汚職対策ポリシー)の章を遵守すること。直接的または間接的に、当グループまたはグループ会社に有利になるような人物の意思決定に影響を与えるために、支払い、贈答品、その他の便益を申し出たり、与えたりしないこと;
- 他者に属する機密情報を求めたり、 故意に入手したりしない、不正な手 段で情報を入手したりしない;
- 守秘義務違反を誘発しないこと;
- 意図せざる悪影響を最小限に抑えつつ、規制の目的に最も合致する建設的な解決策を提示すること。

第三者

BAT は、相互に関心のある政策課題について第三者を支援します。このような場合、グループ会社および従業員は、以下を確実に行わなければなりません:

- 第三者機関の支援を公に認め、商業 上の守秘義務およびデータ保護法に 従う;
- 本 SoBC の「ロビー活動およびエン ゲージメント」の章、または「贈収 賄と汚職の防止」の章に反するよう な行為を第三者に依頼しません;
- 彼らはすべての第三者に対し、ロビー 活動の登録および報告要件を規定する、彼らが活動する市場の法律および規制を遵守するよう要求します。

正確で根拠に基づいた コミュニケーション

対外的なエンゲージメント活動を行う場合、従業員は以下のことに努めなければなりません:

規制当局、政治家、政策立案者と正確で完全な、根拠に基づいた情報を 共有し、意思決定に最適な情報を提供します。

公務員への出張支援

公務員に金銭的な出張および/または宿泊支援を提供することは禁止されています(例:イベントや商談に出席するための旅費や宿泊費を支払う)。この規則を変更することを必要とする例外的な状況が発生した場合、G&E 手順に従い、政府担当グループ長及びAGC ビジネス・インテグリティ&コンプライアンスの承認を得なければなりません。

$\mathbb{Z}\mathbb{Z}$

社外のステークホルダーと関わる際には、グループ会社および従業員は、事業を行っている市場のすべての法律および規制を遵守し、オープンで透明性のある方法で方針プロセスに参加することを保証することが必要です。



政治献金

政治献金が現地の法律で明示的に許可されており、現 地の商慣習の一部として一般的に受け入れられている 場合、法律と本章(またはそれに相当する現地法)に 厳格に従ってのみ行わなければなりません。

正しい理由による献金

現地の法律で明示的に許可されている場合、グループ会社は政党や政治団体、および被選挙権を持つ候補者のキャンペーンに献金することができます(米国の連邦公職の候補者に対する企業献金は固く禁じられている)。ただし、そのような支払いは行われません:

- 不適切なビジネス上の利益やその他の利益を得るため、または公務員の決定に不適切な影響を与え、グループ会社に有利になるようにするためです。
- 受取人またはその家族、友人、同僚、知人の個人的な利益を意図したものです。

グループ会社が政治献金を行うことは、その献金自体が公務員に特定の行動や投票をするよう影響を与えることを意図している場合、または、公務員による決定を確保し、当社または当グループに有利になるよう支援することを目的とする場合は許されません。

政治献金を承認する場合、グループ会社の取締役会は、これらの要件に確実に準拠し、これを適切に文書化することが必要です。

厳格な認可要件

すべての政治献金は、以下のものでなければなりません。

- 外部の法的助言により確認された、 現地の法律により明示的に許可され たもの;
- 事前に該当する地域の法務部長また はそれに相当する者に通知する(そ のような活動に関与することが許可 された人物の国籍を規定する適用法 に従う);
- 関連するグループ会社の取締役会が 事前に承認すること;
- 会社の帳簿に完全に記録されます;
- 必要であれば、公文書に掲載されま すこと。

英国内または米国内で政治活動を行っている団体(特に、管轄外に位置するグループ企業からのものである場合)に寄付を行う提案がある場合は、厳格な手続きに従わなければなりません。これは、治外法権的な効力を持つ法律と、「政治的組織」の定義が非常に広いためです。

米国における外国人献金の禁止は特に厳しく、慎重に遵守することが必要です。

英国内で政治献金を行う前に、AGC ビジネス・インテグリティ&コンプライアンスに通知する必要があります。

個人的な政治活動

個人として、私たちには政治プロセスに 参加する権利があります。従業員として 個人的な政治活動を行う場合、そうしな ければなりません。

- 自分の時間で、自分のリソースを 使って行いること 個人的な政治活動に使用できない BAT リソースの 例としては、会社の E メール、コン ピューター、電話、プリンター、コ ピー機などがある;
- 自身の見解や行動が、グループ会社 の見解と誤解される可能性を最小限 に抑えること;
- 自分自身の活動が、グループでの職務および責務に抵触しないよう注意を払うこと。

公職を目指す、または公職を引き受ける 予定がある場合は、事前に部門長に通知 し、公務が業務に影響を及ぼす可能性が あるかどうかを相談し、そのような影響 を最小限に抑えるために協力すべきです。





コミュニティ 投資

私たちは、企業市民としてのビジネスの役割を認識し、グループ会社は地域社会への投資や慈善プロジェクトを支援するよう奨励されています。

当社の信念

「コミュニティ投資」とは、商業活動や中核事業 活動、法的義務を超えた自主的な活動であり、 私たちが事業を展開している国やコミュニティの 経済的、社会的、環境的持続可能性に貢献するも のです。

これらの投資は、当行が事業を展開する地域社会におけるさまざまな問題や大義に取り組むもので、慈善団体、非政府組織(NGO)、「市民社会」が関与することが多く、地域社会プロジェクトへの支出や慈善寄付、現物支給による寄付、従業員によるボランティア活動などが含まれます。

$\mathbb{Z}\mathbb{Z}$

グループ会社は、まずグループ・コミュニティ投資フレームワークに詳述されているコンプライアンス要件を適用することなく、いかなるコミュニティ投資も行ってはなりません。

地域社会への支援

国際的な企業として、BAT は多くの国で重要な役割を果たしており、グループ各社は事業を展開する地域社会と密接な関係を築いています。私たちは、地域社会への投資を通じて、これらの地域社会を支援し、恩返しするという長年のアプローチを持っています。

グループ・コミュニティ投資フレーム ワークは、グループ会社が国連の持続可能な開発目標に沿ったコミュニティ投資 を開発、実施、モニタリングする方法を 定めたものです。

提供内容の完全な記録

グループ会社による地域社会への投資 は、会社の帳簿に完全に記録され、必要 であれば、会社または被投資先によって 公的に記録されなければなりません。

グループ企業は、ESG 報告の目的で報告するコミュニティ投資が、財務および法定報告の目的で報告する投資と一致していることを確保する必要があります。

政府役人、国有企業 (SOEs) およびそ同 等公的機関

政府機関、SOE、または同等の公的機関 (災害救援活動を支援するための資金提 供を政府から要請された場合を含む)に 拠出する場合は、グループ・コミュニティ 投資フレームワークおよび付属文書に詳 述されているデューデリジェンスおよび ガバナンス・アプローチを適用し、追加 のデューデリジェンスおよびリスク軽減 措置を講じる必要があります。

グループ会社は、そのような政府組織、 国営企業、またはそれに準ずる組織が真 正なものであり、コミュニティ投資によ る貢献が公務員やその家族ではなく、一 般市民に利益をもたらすものであること を確認するよう注意しなければなりません。

公務員の個人的または関連慈善団体に 寄付してはなりません。

コミュニティ投資は、政治献金、政治的 影響力の行使、不適切な行為の誘発また は報酬、あるいは BAT に提供されたサー ビスに対する BAT の通常の支払いプロ セスによる支払いの代用として、間接的 な手段として使用してはなりません。

評判と地位の確認

グループ会社は、コミュニティ投資先の評判と地位を確認するために、「グループ・コミュニティ投資フレームワーク」と「デュー・ディリジェンスとガバナンス・アネックス」に詳述されているデュー・ディリジェンスとガバナンスのアプローチをまず適用することなしに、コミュニティ投資を行うべきではない。

寄付を行う前に、グループ会社は、寄付 先が誠実かつ持続可能な目的を持って行 動しており、寄付が不適切な目的に使用 されないことを確認する必要があります。

慈善団体および / または NGO の登録が 義務付けられている国では、グループ会 社は、寄付を行う前に、その登録状況を 確認すべきであります。



相談窓口

所属部門の部門長

上級管理職

地元の法律顧問

コーポレート・コンプライアンス部長: sobc@bat.com

スピーク・アップ ポータル:

bat.com/speakup

スピーク・アップ・ホットライン:

bat.com/speakuphotlines

G&E:贈る場合 も受け取る場合 も、追跡してく ださい

贈答品と接待トラッカーは、
www.bat.com/ge、または SoBC
アプリのトップメニューからア
クセスできます。*

* BAT ネットワーク使用時











- 1.はじめに
- 2. スピーク・アップ
- 3. 社会と環境
- 4. 個人およびビジネスの誠実性
- 5.外部ステークホルダー
- 6. 企業資産および財務の健全性
- 7. 国内および国際取引
- 8. 用語集

6

企業資産お よび財務の 健全性

- 44 正確な帳簿と記録
- 47 企業資産の保護
- 50 データプライ<u>バシー、倫理、人工知能</u>
- 51 サイバーセキュリティ、守秘義務と情報セキュリティ
- 54 インサイダー取引と市場濫用





正確な帳簿と記録

財務情報および非財務情報の誠実、正確かつ客観的な 記録と報告は、当グループの評判に不可欠で、法律、 税務、監査および規制上の義務を果たす能力、ならび にグループ会社の経営上の意思決定および行動を支援 する能力です。

正確な情報とデータ

財務的か非財務的かを問わず、当社が作成するデータはすべて、対象となる取引や事 象を正確に反映したものでなければなりません。

財務情報およびその他の事業情報を報告するために、適用される法律、外部会計要件、 およびグループの手続きに従わなければなりません。

これは、データが紙媒体であろうと電子媒体であろうと、あるいはその他の媒体であ ろうと適用されます。

正確な記録の保存を怠ることは、グループのポリシーに反し、違法となる可能性もあります。

記録の改ざんや事実誤認を正当化することは決してません。

そのような行為は詐欺行為に相当し、民事責任または刑事責任を問われる可能性があります。

記録と情報管理

当社の法的および規制上の義務を遵守するため、特定の情報を定められた期間保存することが義務付けられており、保存期間が満了する前にそのような情報を削除または処分してはなりません。例えば、税務情報、財務諸表、契約書または合意書、特定のマーケティング情報、お合意が含まれます(これらに限定されません)。また、個人情報保護法により、必要以上の期間、個人情報を保有することができない場合があります。

全従業員に対する規則を定めた**グループ**記録・情報管理手順に従って記録と情報管理する責任があります。また、特定の記録や情報は、「ホールド・オーダー」に基づくものなど、法的な理由から通常の保存期間を超えて保存する必要があることを認識することも重要です。ホーリーではなりません。

サードパーティ通信 アプリケーション

同僚や第三者と協力するために、インスタント・メッセージや個人用電子メール・アプリケーションなど、第三者がホストする BAT 以外の通信アプリケーションは、一般的なコミュニケーション・チャネルになり得ます。

しかし、サードパーティの通信アプリケーションを業務に使用することは、サイバーセキュリティや、記録・情報管理 義務の遵守という観点から、当社にリスクをもたらす可能性があります。

このような通信チャネルを使用することが決定的に必要とされる例外的な場合があることを認識しています(例えば、他のチャネルが利用できない場合、安全衛生目的のブロードキャストメッセージなど)。これらの例外は、グループ記録・情報管理手順に定められています。

許可された例外を除き、業務関連の通信 に第三者の通信アプリケーションを使用 することは固く禁じられています。

取引の文書化

すべての取引と契約は、すべてのレベル で適切に承認され、正確かつ完全に記録 されなければなりません。

グループ会社が締結するすべての契約は、他のグループ会社または第三者との 契約であるかを問わず、書面によって 証明されなければなりません。

グループ会社を代表して契約の準備、交渉、承認に責任を負う場合、関連する契約承認方針と手続きに従って承認、署名、記録されることを確認することが必要です。

製品の販売に関連してグループ会社が作成するすべての書類は、国内向けか輸出向けかを問わず、正確かつ完全であり、取引の適切な見解を示すものでなければなりません。

すべての文書は、税務、通関、その他の 当局による検査のために必要な場合に は、**グループ記録・情報管理手順**および 適用される現地の法律の要件に沿って、 (関連する通信文書とともに) 保管され なければなりません。

社外監査役との協力

私たちは、グループの外部監査人および 内部監査人に全面的に協力し、グループ 会社の監査に関連する監査人が保有する すべての情報(関連監査情報)を、その 会社の外部監査人が利用できるようにし ます。

外部監査人に全面的に協力する義務は、 法的制約の対象となります。例えば、 法的特権文書の場合などです。

そうでなければ、外部監査人からの要請 には速やかに対応し、関連するスタッフ および文書への完全かつ無制限のアクセ スを許可すべきです。

いかなる状況においても、誤解を招く、 不完全、または不正確であることを知っ ている(または合理的に知るべき)情報 を、社外監査人または社内監査人に提供 すべきではありません。

会計基準に従う

財務データ(帳簿、記録、勘定など)は、 一般に公正妥当と認められた会計原則 と、当グループの会計・報告方針および 手続きの両方に適合していなければなり ません。

グループ会社の財務データは、その所在 国で適用されている一般に公正妥当と認 められた会計原則に沿って管理されなけ ればなりません。

グループ報告の場合、データはグループ の会計方針(IFRS)と手続きに沿ったも のでなければなりません。

GG

財務的か非財務的かを問わず、 私たちが作成するデータはす べて、対象となる取引や出来 事を正確に反映したものでな ければなりません。





企業資産の保護

私たちは預かったグループの資産を保護し、 適切に利用する責任があります。

会社の最善の利益のために行動します

ググループの資産が毀損、誤用、横領、浪費されないように、他者による乱用 や横領を報告しなければなりません。

グループ資産には、物的および知的財産、資金、時間、専有情報、企業機会、設備、施設が含まれます。

仕事に十分な時間を 割きます

皆、責任を果たすために仕事に十分な 時間を割くことが期待されています。

仕事中は、業務に完全に従事し、業務に 支障をきたさない適度なレベルを超えて 個人的な活動を行わないことが求められ ます。これには、BATでの日常的な役割 に支障をきたす可能性のある時間を要求 する可能性のある、許可された報酬を伴 う追加的な役割(利益相反の章で許可さ れている)も含まれます。

資金の窃盗と不正 使用からの保護

グループの資金を保護し、不正使用、詐欺、盗難から守らなければなりません。 経費の請求、証憑、請求書、インボイス は正確で、タイムリーに提出しなければ なりません。

「グループ資金」とは、グループ会社に 属する現金または現金同等物を意味し、 当社への立替金や当社が保有する会社の クレジットカードを含みます。

従業員による不正行為や窃盗は、解雇や 訴追の対象となる可能性があります。

ブランドとイノベー ションの保護

グループ内で所有するすべての知的財産 を保護しなければなりません。

知的財産には、特許、著作権、商標、 意匠権、その他の専有情報が含まれます。

資産へのアクセス確保

私たちは、グループ資産へのアクセスを 提供するために使用される可能性のある 情報を保護しなければなりません。

ビルのアクセスカード、ID、パスワード、コードなど、会社の資産やネットワークにアクセスするために使用されるあらゆる情報のセキュリティを常に維持します。

第三者の資産の尊重

決して故意に行為をしてはなりません:

- 第三者の物理的資産を損傷、悪用、 または不正流用します;
- 第三者の権利を侵害し、有効な特許、 商標、著作権、その他の知的財産を 侵害します;
- 第三者のシステムまたはリソースの パフォーマンスに悪影響を与える不 正行為を行います。

第三者がグループの資産に対して示すことを期待するような、物理的および知的財産に対して同じ尊重を示すべきです。

GG

グループ資産には、物的および知的財産、資金、時間、 専有情報、企業機会、設備、 施設が含まれます。

会社の備品の使用

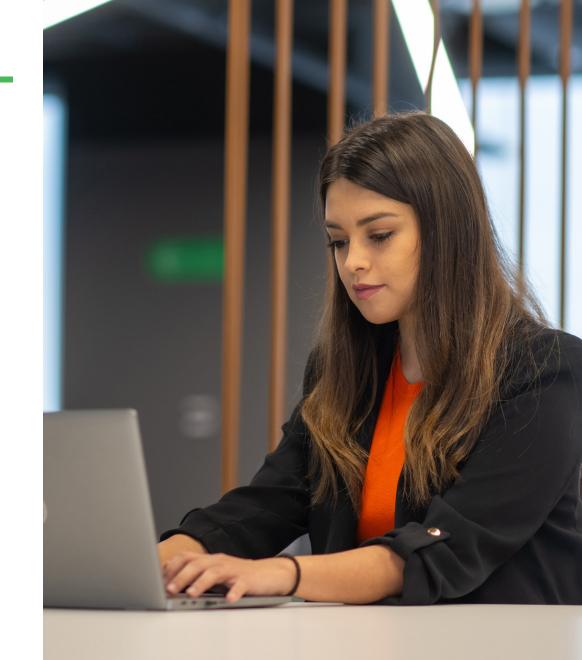
以下に規定されている場合を除き、また 会社の方針および「技術利用手順」に沿っ た場合を除き、会社の機器または設備を 個人的な活動のために使用してはなりま せん。

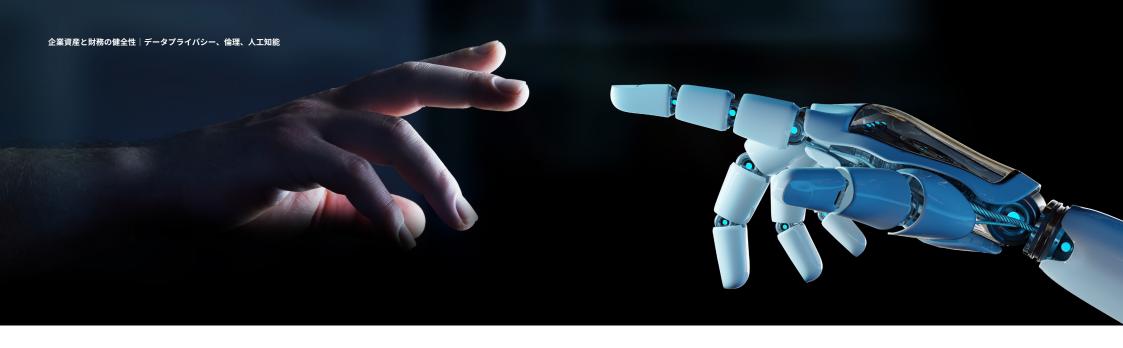
当社が発行または利用可能にした当社 機器およびシステムを、限定的、臨時的、 または偶発的に個人的に許可されますが、 以下の条件を満たす必要があります。

- 合理的であり、業務の適切な遂行を 妨げません;
- 当社のシステムの性能に悪影響を与えません;
- 違法または不適切な目的ではありません。

合理的かつ短時間の個人的な電話、E メール、インターネットの使用は許可されます。不適切な使用には以下が含まれます:

- 軽蔑的、中傷的、性差別的、人種差別的、わいせつ、低俗、またはその他の攻撃的なコミュニケーション;
- 著作権、ライセンス、またはその他 の所有権を有する資料を不適切に流 布します;
- チェーンレター、広告、勧誘(許可された場合を除き)を送信します;
- 不適切なインターネットサイトへの アクセスします。





データ・プライ バシー、倫理、 人工知能

法令を遵守し、倫理的で責任ある方法でデータと技術革新を活用することを約束します。当社は、個人データを不正なアクセス、使用、または開示から保護し、データ(個人データを含む)の利用および取り扱いにおいてデータプライバシー法を考慮します。

個人(従業員や消費者など)に関する大量の情報を保有するグローバル企業として、グループ会社およびその従業員は、現地のデータ保護法および「グループ・データ・プライバシー手順」に従い、公正、合法的かつ合理的に人々のデータを取り扱うことを保証しなければなりません。

より広い意味で、データとイノベーションは当社のビジネスと将来の成功に不可欠な要素です。私たちは皆に大胆かつ革新的になるようを奨励していますが、同時に倫理的かつ責任を持ってデータを使用する責任も認識しなければばなりません。

実践的には、「グループ・データ・プライバシー手順」および「データ倫理・人工知能手順」に規定されている原則とガイダンスに従わなければならないということです。この手順は、企業としてデータ(個人データを含む)をどのように利用・取り扱い、(人工知能などの)イノベーションを倫理的な方法で促進するかについての枠組みを提供することを目的としています。私たちは、法令を遵守するだけでなく、倫理的価値観と企業理念を維持する方法でデータとテクノロジーを使用することを約束します。

法域によっては、特定の法律が追加的な要件を課す場合があることに留意する必要があり、当社は、かかるすべての適用法に従ってすべてのデータ(個人情報を含む)を取り扱います。



サイバーセキュリティ、機密保持と 情報セキュリティ

機密情報とITシステムを不正アクセス、不正使用、 不正開示から保護し、グループと事業に関連するす べての商業上の機密情報、企業秘密、その他の機密 情報の機密性を維持します。

サイバーセキュリティの管理とセキュリティリス クの低減

当グループは、サイバーセキュリティ・リスクを低減するための技術的手段、 プロセスおよびポリシーを使用しており、当グループのすべての従業員および 請負業者は、サイバーセキュリティ・リスクを低減するように行動する個人的 および集団的責任を負っています。これには、以下が含まれます。

- 常に IDT セキュリティ手順に従います;
- 適用される法律に従い、高度な注意力、プロ意識、適切な判断力を発揮します;
- 個人データおよび機密情報の収集、保存、アクセス、および送信は、**グループ・データ・プライバシー手順**および**技術の許容される使用手順**に従うなど、 当グループが許可した場合にのみ行います。

個人データ、機密情報、グループのITシステムの機密性、完全性、可用性を 保護するための適切な措置を講じなかった場合、グループの事業継続性、機密 保持義務、専有情報、評判が脅かされる可能性があり、また、規制上および法 律上の義務を遵守する能力が損なわれる可能性があります。

セキュリティ意識

ほとんどのセキュリティ・インシデントは、ヒューマン・エラーによって引き起こされるか可能にされます。ヒューマン・エラーには、意図しない行動や適切な行動を取らなかったことが含まれ、セキュリティ・インシデントを引き起こしたり、拡大させたり、発生を許したりします。

秘密情報

機密情報とは、当グループ、当グループ の従業員、顧客、ビジネス・パートナー、 または当グループと取引のある他者に関 連する、一般的に公開されていない情報、 資料、知識を指します。機密情報は、第 三者に開示された場合、当グループの利 益を損なう可能性があります。

当グループまたは第三者に関する機密情報の入手、使用、その他の取り扱いの方法によっても、適用される法律またはその他の当グループの方針に違反する可能性があります。

機密情報の例には以下が含まれます:

- セールス、マーケティング、その 他企業データベース;
- 価格設定とマーケティング戦略と 計画;

- 機密製品情報および企業秘密;
- 研究および技術データ;
- 新製品開発資料;
- ビジネスアイデア、プロセス、 提案または戦略;
- 未発表の財務データおよび結果;
- 会社計画;
- 人事データおよび従業員に影響を 与える事項;
- グループ会社にライセンスされた、 またはグループ会社が開発したソフトウェア。

機密情報の開示

グループ会社または事業に関連する機密 情報をグループ外に開示してはなりませ ん、上層部の許可を得ずに、以下のこと だけを行います:

- 守秘義務を負い、グループ会社に代わって業務を遂行するために情報を必要とするグループ会社の代理人または代表者;
- 書面による守秘義務契約または約束 の条件下で;
- 地元の法務顧問に通知し、事前の承認を受けた上で、管轄の司法機関、 政府機関、規制機関または監督機関 の命令または要請に基づきます。

機密情報を電子的に送信する場合は、技 術的・手続き的な基準を適用し、可能で あれば相手側と合意すべきです。

公開の場での話し合いや文書の使用を通 して機密情報を意図せず公開してしまう リスクに十分留意すること。

いかなる人にも他の組織の機 密情報を求めたり、意図的に 入手したりしてはなりません。

機密情報へのアクセス と保管

グループ会社または事業に関連する機密 情報へのアクセスは、業務を遂行するた めに必要な従業員にのみ提供されるべき です。

私たちは、グループ会社またはその事業 に関連する機密情報を、その情報を保 護するための適切な手配をせずに、持ち 帰ってはなりません。

詳しいガイダンスについては、法務部までお問い合わせください。

機密情報の使用

グループ会社または事業に関連する機密 情報を、自身の経済的利益のため、また は友人や親戚のために使用してはなりま せん(「利害の衝突」を参照)。

公開企業の株式や証券の価格に関連する 機密情報である「内部情報」にアクセス する場合は、特に注意が必要です。詳細 は「インサイダー取引と市場濫用」を参 します。

第三者情報

いかなる人にも他の組織の機密情報を 求めたり、意図的に入手したりしてはな りません。他社の機密情報かもしれない と思われる情報を不注意で受け取った場 合、直ちに部門長および現地の法律顧問 に通知しなければなりません。

情報セキュリティ事件

従業員および請負業者は、機密情報または個人データが紛失の可能性がある場合、または実際に紛失した場合、あるいは実際の不正アクセスまたは改ざん場合、直ちに現地のIDT セキュリティチームに報告する必要があります。

このような、「機微(センシティブ)」と見なされる可能性のあるデータ(全ての個人データ、財務データなど)に関与する可能性のある事故に気づいた場合は、直ちに最寄りのIDT セキュリティまたは法務チームに報告する必要がありませんがイまたはデータ保護責任者。ビジネス上の機密情報は、公共のプラー・ソリュームやアプリケーション、その他国認されていないテクノロジー・ソリュンで共有すべきではありません。



インサイダー取引お よび市場濫用行為

世界中の公正で開かれた証券市場を支援することを約束します。従業員は British American Tobacco p.l.c. の株式またはその他の有価証券を取引してはなりません。従業員は内部情報に基づく取引や市場濫用行為に、一切関与してはなりません。

「内部情報」の定義を用語集で調べます。

従業員は、

以下を含む市場濫用行為を行ってはなりません。

- 内部情報の不適切な開示
- 内部情報に基づく証券の取引
- 内部情報の悪用
- 相場操縦への関与

市場濫用(それを行ったり他者にそれを促したりすること)は違法行為です。

英国における市場濫用またはインサイダー取引に該当する可能性のある行為の詳細については、**British American Tobacco 株式ディーリング規程**(以下「規程」)をご参照ください。

内部情報の取り扱い

当社と役割に関する内部情報の可能性がある情報を持つ、または受け取った場合、あなたの役割は、そのような情報を持ったり、受け取ったりすることには関連しない場合は、直ちにグループ・カンパニー・セクレタリーに報告しなければなりません。

そのような情報を持ったり受け取ったり する役割を担う場合、適用される要件と グループのプロセスに従わなければなり ません。

内部情報を誤用した場合、当グループおよび関係者に民事上または刑事上の罰則が科される可能性があるため、内部情報の取り扱いには注意が必要です。

当社に関連する内部情報である可能性の ある情報を持つ、または受け取った場合 は、そのような情報を持つ、または受け 取ることに関係なく、直ちにグループ・ カンパニー・セクレタリーに報告しなけ ればなりません。

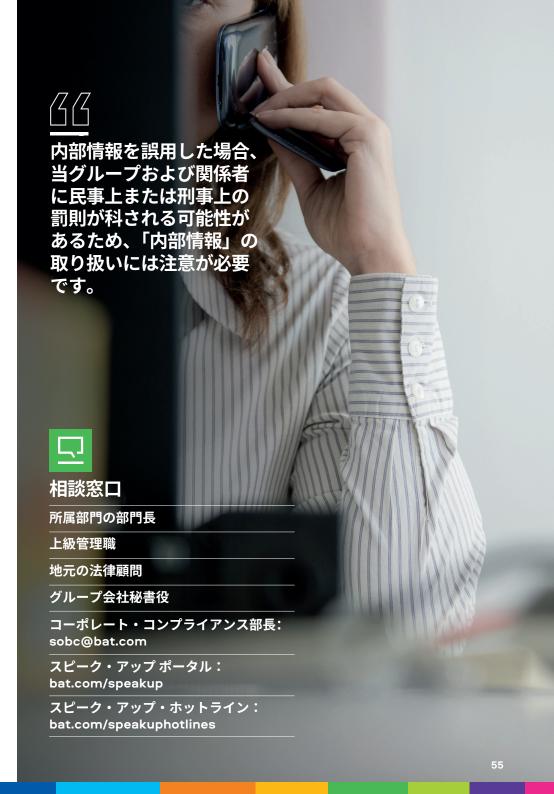
公開されているグループまたは非グループ企業に関連する内部情報(または類似の情報)は、極秘に扱われなければなりません。

責任ある株式取引

当該会社に関連する内部情報を持ちなが ら、当社の有価証券を売買してはならず、 また他人に売買を勧めてはなりません。

当社の有価証券を取引する場合は、現地の株式取引法および当社の、すべての従業員、請負業者、取締役に適用される「行動規範」を遵守する必要があります。

同様に、上場している他のグループ会社 またはグループ会社以外の会社の有価証 券を取引してはならず、また、その会社 に関連する内部情報(または類似の情報) を持っている間は、そのような取引を他 人に勧めてはなりません。当社は、適用 される全ての株式取引法および要件を遵 守しなければなりません。



- 1. はじめに
- 2. スピーク・アップ
- 3. 社会と環境
- 4. 個人およびビジネスの誠実性
- 5. 外部ステークホルダー
- 6.企業資産および財務の健全性
- 7. 国内および国際取引
- 8. 用語集

7

国内および国際取引

57 競争と独占禁止

61 制裁と輸出規制

63 反不正貿易

65 脱税防止とマネーロンダリング防止





競争と反トラスト

当社は自由競争を信条としています。グループ会社は、 競争法(「反トラスト」法)に準拠して、公正かつ倫 理的に競争しなければなりません。

競争法がビジネスに与える影響

競争法は、販売や陳列、サプライヤー、販売代理店、顧客、競合他社との関係、 M&A 取引、契約書の交渉や作成など、価格戦略、商業戦略、取引条件を決定する際にも当社の活動のほぼすべての側面に影響を与えます。法律は時として市場の 状況と連動しており、それが競争問題への取り組み方に影響を与えます。例えば: 市場の集中;製品の同質性とブランドの差別化;あるいは広告規制、陳列禁止、 公共の場での喫煙禁止などを含みます。

市場環境に関係なく禁止されている行為もあります。

公正な競争へのコミットメント

当社は活発な競争を約束し、事業を展開する各国および各経済地域における競争法を遵守します。多くの国には反競争的行為を禁止する法律があります。これらは複雑で国や経済地域ごとに異なりますが、準拠しないと深刻な結果に陥ります。

共謀

次のことを目的として(直接または第三者を通じて間接的に)競合企業と談合を 行ってはなりません。

- 価格、または価格設定の要素や側面 (リベート、割引、追加料金、価格 設定方法、支払条件、価格変更のタ イミング、レベル、割合、または雇 用条件を含む)を固定すること;
- その他の諸条件を固定すること;
- 市場、顧客、または地域を分割また は配分すること;
- 生産量、供給量、生産能力を制限または妨害すること;
- 競合入札手続きの結果に影響を及ぼ すこと;
- 雇用禁止契約など、特定の当事者と の取引を集団で拒否する協定を結ぶ こと;
- 商業上の機密情報を交換したり、 競争を制限したりします。

競合企業との ミーティング

競合メーカーとの会合や直接的または間接的な接触には細心の注意を払う必要があります。その記録を注意深く保存し、 反競争的である、あるいは反競争的であるとみなされる可能性がある場合は、 それを断ち切らなければなりません。

その企業と当社との競合に関連するもの である場合は、他の企業に対しても同様 のアプローチを取る必要があります。

競争相手との取り決めがすべて問題になるわけではない。合法的な接触は、業界団体、一定の限定的な情報交換、規制への関与や公的擁護に関する共同イニシアティブの文脈で行うことができます。

同様に、競合他社との一部の契約は競争を制限する可能性がありますが、広範な利益が損害を上回る場合は、合法となることがあります。競合他社との取り決めを検討する前に、競争を制限することなく、専門家の法的助言を得なければなりません。

競技者情報

当社は、合法的な手段により、競争法を 遵守した場合に限り、競合他社に関する 情報を収集することができます。

ごく限られた例外的な状況を除き、競合 他社から直接競合他社の情報を入手する ことは決して正当化されません。

第三者(顧客、コンサルタント、分析者、 業界団体を含む)から競合他社の情報を 収集することは、多くの場合、現地の 複雑な法的問題を引き起こすため、適切 な法的助言がある場合にのみ行うべき です。

支配的地位

グループ会社が「市場支配力」を有する 場合、通常、競争を保護し、その地位を 乱用しない特別な義務を負います。

「支配力」、「市場支配力」、「濫用」の概念は国によって大きく異なります。

グループ企業が地元の市場で優位性を 持っていると見なされる場合、通常はそ の行動を制限されることがあります。例 えば、排他的な契約、忠誠度に基づくリ ベート、同等顧客間の差別、過度に高額 または低額(原価以下)の価格設定、異 なる製品の抱き合わせまたはバンドル、 その他市場での地位を不当に利用する行 為などです。

再販制限

サプライヤと販売業者または再販業者と の間の再販売価格維持条項など、サプラ イチェーンの異なるレベルにおける当事 者間の一定の制限は、違法となる可能性 があります。

当社の顧客が特定の地域または特定の顧客グループに再販する能力を制限することは、国によっては深刻な競争問題となる可能性があります。

再販売価格維持とは、サプライヤーが、その顧客が製品を再販売する際の価格を管理しようとする、または実際に管理し、影響を与えようとすることです(脅しおよび/またはインセンティブを通じた間接的なものも含みます)。

転売価格の維持や転売制限に関する規則 は、世界各地で異なります。自分の役割 に関連するのであれば、担当する国で適 用される規則に精通している必要があり ます。

合併 · 買収 (M&A)

グループ会社が M&A に関与する場合、 (競争法、外国投資法、その他を問わず) 取引完了前に1つ以上の国で届出義務が 必要になることがあります。

届出義務は国によって異なりますが、 いかなる場合にも、合併、(資産または 株式の)吸収、合弁事業、株式の一部取得、 支配権の変更などに照らして確認しなければなりません。

全てのグループ会社は、取引における 情報の流れを適切に管理し、**M&A 取引 規程**に従わなければなりません。

専門家助言を求めます

競争法が関係する可能性のある事業活動 に関与する場合、グループの方針と関連 法を実施する地域、エリア、または市場 のガイドラインに従わなければならず、 現地の法律顧問に相談しなければなりま せん。

地域的に競争法が発効していないからといって、競争法が適用されないと思い込むべきではありません。米国や EU 圏内など多くの国では、域外適用(行為が行われた場所とその効果が及ぶ場所)で競争法を適用しています。

給与に関する情報の 交換および「雇用禁止」 契約

賃金や福利厚生の水準に関して競合他社 と協定を結んだり、談合したりすること はできません。競争上微妙な賃金や福利 厚生情報を競合他社と共有することも、 競争上の問題を引き起こす可能性があ り、そのような活動を検討する前に、必 ず法律顧問に確認し、専門家の助言を受 けるべきです。

正当な取引に合理的に関連する場合を除く、競合企業間で互いの従業員を雇用、引き抜き、勧誘しないよう合意することも、競争上の懸念を生じさせる可能性があります。このような活動を検討する前に、必ず法律顧問に専門的な助言を求めてください。

人事の文脈における「競争相手」には、 他業種・他部門の企業・組織も含まれま す。当社はより広範な人材市場で競争し ているからです。

ZZ

地域的に競争法が発効してい ないからといって、競争法が 適用されないと思い込むべき ではありません。

米国や EU 圏内など多くの国 では、域外適用(行為が行わ れた場所とその効果が及ぶ場 所)で競争法を適用してい ます。





制裁措置と輸出管理

当社のビジネスが適用されるすべての制裁および輸出 管理規制を遵守して行われることを保証することを約 束し、また、禁止されている取引には一切関与しません。 制裁は、制裁対象地域および制裁対象者との直接的および間接的な活動や取引を、そのような行為が関連する政府当局の管轄内にある場合、ほぼすべて禁止しています。当社は世界中で事業を展開しており、いくつかの制裁制度の対象となります。これらの制裁制度は、その範囲、管轄、制限が異なる場合があります。

一定の状況下において、グループ会社は合法的に制裁地域または制裁当事者と 取引を行うことができますが、そのような取引は必要な分析を十分に行った後、 法務部の書面による承認を得なければなりません。

制裁措置および輸出 規制の認識と遵守

事業に影響を及ぼす、適用されるすべて の制裁制度と輸出規制を認識し、完全に 遵守しなければなりません。私たちは、 直接的または間接的にも、以下の行為を 行わないようにする必要があります。

- いかなる人物に当社の製品もしくは サービスを提供すること、または当 社の製品もしくはサービスを提供さ せること;
- いかなる人物から商品またはサービスを購入すること;
- その他、適用される制裁、貿易禁止、 輸出規制、またはその他の貿易制限 に反して、人物または財産を取り扱 うこと。

制裁は、アメリカやイギリスのような個々の国や、国連や EU のような超国家機関が課すことができます。

制裁の対象は、経済、貿易、外交の制限 を受ける国全体だけではない。世界各地 に所在し、さまざまな政策的理由で制裁 を受けている個人、企業、組織、グルー プとの直接的または間接的な取引を把握 することが増えています。制裁の中には、 特定の産業分野との取引を対象とするも のもあります。 非常に広範囲に及ぶ制裁措置もあります。例えば米国の制裁は、完全に米国外で活動している場合でも非米国民にです。特に、米国の制裁措置団体が関わるよび米国以外の銀圧とを禁じて体をを禁じては、まないに米ドルカスが来る。米国以外の銀原中するととを禁じても、まないでも、場合でも、場合でも、場合でも、場合では、もしていると見なし、実際に科していきないできるし、実際に科しています。

制裁とは別に、輸出管理は特定の種類の品目の国境を越えた移動にライセンス義務を課しています。特定の品目に輸出規制が適用される場合、輸出する前に必ず適切なライセンスを取得していることを確認しなければなりません。

制裁措置や輸出規制に違反した場合、重大な風評被害に加え、罰金、輸出ライセンスの喪失、人物に対する禁固刑など、深刻な罰則が科されます。

当社のベンダーは、グループにとって合法であっても、制裁対象地域に関連して、彼らの製品やサービスの使用を制限することがあります。

完全なコンプライアン スを確保するためのス テップ

制裁コンプライアンス手順に従い、グループ会社および事業部門の内部統制は、制裁および輸出規制に違反するリスクを最小限に抑えなければなりません。従業員の業務が国際的な金銭授受や、製品、技術、サービスの国境を越えた供給や購入に関係する場合は、従業員がそれらを理解し、効果的に実施できるように、研修やサポートを提供しなければなりません。

制裁対象地域と制裁対象締約国のリストは頻繁に変更されます。当社の業務が製品、技術、またはサービスの国際的な販売や出荷に関わる場合、常に最新の規則を把握し、常に**制裁遵守手順**を完全に遵守しなければなりません。

制裁が実施されているにもかかわらず、、例外は存在し、当社が制裁対象地域対象地域持たに関接的または同接的または同接をして、 は制裁対象当事者に直接的またには活った。 に関与し、あるいは利益をしてがはます。 に従事することは、 は然としか付はしてがよりにでいるができた。 あり、よりにがないが、制裁対象地域ででればならないため、制裁対ネスを行す。 は、法的表してがあるでででればなりません。 制裁対象地域または制裁に、 制裁対象地域または制裁がいる可能性のある取引には に関うない。 は、法務部に相談のよいはなりません。 すべてのグループ会社は、**M&A 取引コンプライアンス手順**に従わなければなりません。

また、公的機関やビジネスパートナー (銀行を含む)から制裁関連の連絡や要 請を受けた場合、直ちに現地の法律顧問 に通知しなければなりません。当社のしなければなりません。 とが透明しなければなりません。 とが透明性要件を通じて対処しることが必 います。当社は、銀行やその他のビジを います。当社はに対して、制裁にかて ス・パートナーに対して、制裁にかいて ス・パートナーに対して、制裁にから を確保しなければなり いて、透明性をの事業活動が制裁にした いるという事実を隠したり、 偽装してはなりません。

制裁に関する詳細と、こうしたリスクを 軽減するために当社が取る措置について は、**制裁遵守手順**をご覧ください。



違法取引対策

密輸品や偽造品の不正取引は当社のビジネスに損害を与え、一方、純正品の横流しは BAT の評判を傷つけます。それを阻止するために役割を果たさなければなりません。

当社は、当社製品

の不正取引への関与を容認または許容しません。以下のことを徹底しなければなりません:

- 当グループの製品について、故意に違法な取引に関与しません;
- 当社のビジネス慣行は、グループ製品の合法的な取引のみをサポートします;
- 不正取引の捜査において当局と協力します。

違法なタバコ取引は社会に悪影響を及ぼします。政府から歳入を奪い、犯罪を助長し、 消費者を惑わせて質の悪い商品を買わせ、合法的な取引の規制を弱体化させ、未成年者 の販売を防止することを困難にします。

当社のビジネスや評判にも悪影響を及ぼし、ブランドや現地での事業や流通への投資の 価値を下げることになります。

高い物品税、税率差、脆弱な国境管理、不十分な取締り、これらすべてが不正取引の原因となっています。当社はあらゆる形態の贈収賄・汚職の撲滅を目指す政府および規制当局を全面的に支援します。(公務員との取引における賄賂と汚職のリスクが高まっていることを考慮し、かつあらゆる形態の贈収賄・汚職に対するゼロ・トレランスに沿って合法的な方法で行われることを保証します)。

当社製品の不正取引を 防止・抑止するための 管理体制の維持

当社製品が顧客によって違法に販売されたり、違法な貿易ルートへ横流しされることを阻止するための管理体制を維持しなければなりません。

これらの管理には以下が含まれます:

- 市場への供給が合法的な需要に見合ったものであることを保証するために、第三者 AFC 手順およびその他の関連する措置を含む、サプライチェーン・コンプライアンス手順、「顧客を知る」、および「サプライヤーを知る」を実施します。
- 適切な場合は、不正取引に関与していると疑われる顧客、サプライヤーまたは個人との取引の調査、一時停止、および中止を行うための手続き。

第三者 AFC 手順とサプライチェーン・コンプライアンス手順を含む「顧客を知る」と「サプライヤーを知る」は重要な手順です。これは、グループ製品が信頼できる顧客にのみ販売され、信頼できるサプライヤーを使用して製造され、正当な需要を反映した数量を確保するために必要なものです。

不正取引に対する当社の立場を、顧客やサプライヤーに明らかにしなければなりません。可能な限り、不正取引に故意または無謀に関与していると思われる場合は、調査、取引停止、取引中止の契約上の権利を求めるべきです。

グループの商品が違法な取引チャンネルに流通している疑いがある場合は、直ちに現地 LEX カウンシルに報告してください。

市場における不正取引の監視と評価

グループ会社は、国内市場における不法 取引を定期的に監視し、グループ製品が 不法に販売されたり、他の市場に横流し されたりしている程度を評価する能力を 持つべきです。

手続きは、特定の市場における不正取引のレベルと性質を評価し、それに対処するための計画を策定するために、具体的な手順を踏むことを要求しています。

ß

不正取引は社会に悪影響を及ぼします。政府から歳入を 奪い、犯罪を助長し、消費者を惑わせて質の悪い製品を 買わせ、評判を傷つけ、合法的な取引の規制を弱め、 未成年者の販売を防ぐことを難しくします。





脱税防止とマネー ロンダリング防止

脱税とは、政府歳入の徴収を故意にまたは不正に 免れること、または不正に租税を回避することを 意味します。また、第三者による脱税を助長する ことも犯罪です。

マネーロンダリングとは、違法な資金や財産を隠したり、換金したり、合法に見せかけたりすることです。犯罪行為から得た収益を保有または取り扱うことマネーロンダリングと並んで、テロ資金調達は金融システムの脆弱性を利用して、テロ集団に資金やその他の資産を提供します。

当社はこうした活動に一切関与してはなりません。

脱税への関与及びその 幇助の禁止

次のことをしてはなりません。

- 他者(他のグループ企業または第三者を含む)による租税回避、または 脱税の助長すること。
- 脱税に関与していると知っている、 あるいはその疑いがある人物に対して、いかなる援助も提供すること。

以下のことをしなければなりません。

- 事業を展開する地域のすべての税法 を認識し、完全に遵守すること。
- お支払い期日の税金を計上し、適切 に支払うこと。

企業または個人による脱税は犯罪行為で す。適切に納税されていない金銭は犯罪 収益となる可能性があります。

他の企業や個人(他のグループ会社、当社のサプライヤー、顧客、その他のビジネスパートナーを含みます)による脱税を助長することも犯罪です。これには、第三者が脱税するのを助けたり頼んだりすること、故意に脱税に関与すること、故る国においても脱税にでも脱税によながることを知りながら、あるいは脱税を意図して、そのような行為を行うことが含まれます。

合法的なタックス・プランニングと脱税 を区別することが重要であるが、時とし て難しいです。タックスプランニングと 脱税の違いについて疑問がある場合は、 法律顧問に助言を求めるべきです。

脱税の斡旋を防止するための管理体制の維持

グループ会社は、従業員またはその他の 第三者による脱税の斡旋に責任を負う可 能性があります。

グループ会社は、当社の従業員またはビジネス・パートナーが他の個人または企業による脱税を助長するリスクを防止するための管理体制を維持しなければなりません。これらの管理には以下が含まれます:

• サプライチェーン・コンプライアン ス手順を含む、グループの「顧客を 知る」「サプライヤーを知る」手順 の完全実施、相応のデューデリジェンスが実施され、適切な管理が行われていることを確認します;

- 適切な場合には、第三者との契約に おける租税遵守および脱税防止条項;
- 第三者との関係および/または当社 自身の納税義務を管理するスタッフ に対する適切なトレーニングおよび サポートの実施と提供すること。
- 脱税または脱税の助長の疑いがある 従業員および第三者を調査し、必要 に応じて、その従業員および第三者 を停職および/または解雇すること。

従業員、代理人、請負業者、顧客、サプライヤー、またはその他のビジネスパートナーが脱税し、または脱税を助長していると疑われる場合は、直ちに最寄りの法律顧問に通知してください。

犯罪による収益の取扱 いへの関与の禁止

次のことをしてはなりません。

- 犯罪収益(脱税を含む)の関与が判明して、またはその疑いがある取引に関与すること。
- そうでなければ、マネーロンダリン グ活動に直接的または間接的に故意 に関与していること。

また、当社の活動が不注意にもマネーロンダリング法に抵触しないようにしなければなりません。

ほとんどの司法管轄区では、犯罪に由来 する資産であることを知り、疑い、また は疑う理由がある資産に関わる取引に従 事することは、個人または企業にとって 犯罪であります。

マネーロンダリング防止法に違反した場合、企業の責任だけでなく、個人に対しても個人的な結果をもたらす可能性があります。

多額の現金受け取り 拒否

以下のような現金の受領を拒否、または 報告しなければなりません:EU 域内の

グループ会社は、単一取引または一連の 連動取引において、10,000 ユーロ(ま たは同等額)を超える現金支払いを受け 入れてはなりません。

米国内のグループ会社(または米国に関連する取引に従事する場合は米国外)は、単一の取引または一連の関連取引において、10,000 ドル(または同等額)を超える現金の支払いを受けてはなりません。

これらの管轄区域外のグループ会社も、多額の現金支払の受領を避けるべきです。

関連するテロ対策認識と遵守への認識と遵守

テロ活動への資金提供やその他の支援を 故意に援助しないこと、また私たちの活 動が関連するテロ資金供与防止措置に不 注意に違反しないことを保証しなければ なりません。

グループ会社の内部統制には、テロリストとの関係が知られている、または疑われているために、政府または国際機関によって禁止されている団体、組織、または個人と取引しないことを確認するためのチェックを含めるべきです。(本 SoBCの「制裁と輸出管理」の章および関連する「制裁遵守手順」の完全実施を含みます)。

テロ集団は、マネーロンダリングに関与する犯罪組織が採用する手法と同様の手法を用いる可能性があります。これには、小売店から流通、金融サービス会社に至るまで、合法的なビジネスを利用して、ネットワークに資金を供給したり、そうでなければ不正資金を移動させたりする

ことも含まれます。そのような企業、組織、個人と取引した場合、テロ資金供与防止対策に不注意で違反するリスクがあります。

したがって、マネーロンダリングの赤信号がテロ資金調達の赤信号につながる可能性にも注意を払う必要があります。

GG

金融犯罪に関して疑念を抱か せるような状況に注意しなければなりません。



相談窓口

所属部門の部門長

上級管理職

地元の法律顧問

コーポレート・コンプライアンス部長: sobc@bat.com

sobc@bat.com

スピーク・アップ ポータル:

bat.com/speakup

スピーク・アップ・ホットライン:

bat.com/speakuphotlines

金融犯罪への関与リス クの最小化と疑わしい 活動の報告

効果的な手順を持たなければなりません。

- 不正な資金の流れやその他のマネーロンダリング/テロ資金供与の赤信号を監視することを含め、犯罪収益に関わる取引に不注意で参加するリスクを最小限に抑えること;
- 従業員、役員、取締役、代理人、顧客、 サプライヤーによるマネーロンダリ ングの検知と防止;
- マネーロンダリングまたはテロ資金 供与の疑いを生じさせるような状況 を特定する際に、従業員を支援する こと;
- マネーロンダリング義務に関する必要 な報告書を関係当局に提出すること。

グループ会社は、「顧客を知る」「サプライヤーを知る」ための顧客とサプライヤーの承認手続きが適切で、リスクベースであり、顧客とサプライヤーが犯罪行為に関与していないことを可能な限り保証しなければなりません。これには第三者 AFC 手続きの完全実施を含まなければなりません。

顧客や他の第三者による疑わしい取引や活動については、速やかにジェネラル・マネジャーまたは部門責任者、および現地の法律顧問に報告する必要があります。一般的なポイントとして、厳密に必要な場合を除き、マネーロンダリングに関する 懸念を提起したことを他の同僚に開示したり、相談したりすべきではない。これは「密告犯罪」を引き起こす可能性があるからです。

以下の赤信号を含む、 金融犯罪を疑うべき 状況に注意しなければ なりません:

- 請求書に明記されている通貨とは異なる通貨で、または現金もしくは現金同等物による支払いが行われている;
- 1枚の請求書に対する支払いが複数 の支払元に分けて行われている、ま たはその他の通常の方法ではない支 払いが行われる;
- 非日常取引関係の口座、あるいは関連する商品またはサービスの供給とは無関係の国に所在する口座への、またはその口座からの支払い;
- 過払いまたは過払い返金を求められる;
- 無関係の第三者またはシェル/シェルフ会社による、またはそれを通じた、またはそれに対する支払い(または当社製品の供給依頼);
- 「タックスヘイブン(租税回避地)」 と呼ばれる国で(あるいはそのよう な国にある銀行口座に送金します) 設立、居住、または操業している企 業または個人による、それを介した、 またはそれらに対する支払いまたは 発送すること;

- 当社の製品を通常と異なる場所に配送すること、通常と異なる配送ルートを採用すること、または同じ製品を輸出入すること;
- 虚偽の報告(価格の虚偽表示、当社が提供する商品またはサービスの虚偽説明、未払税金の虚偽表示、出荷書類および請求書書類の虚偽表示など);
- 顧客及びサプライヤーが、税務登録 の詳細を含むデューデリジェンスに 関する質問に対して適切な回答を提 供しなかった場合;
- 貿易相手国が脱税を含む犯罪行為に 関与している疑いがある;
- 明確な商業的正当性のない、異常に複雑な M&A またはその他の取引構造(グループ会社は、関連するすべての取引に M&A 取引コンプライアンス手順を適用しなければなりません)。

- 1. はじめに
- 2. スピーク・アップ
- 3. 社会と環境
- 4. 個人およびビジネスの誠実性
- 5. 外部ステークホルダー
- 6.企業資産および財務の健全性
- 7. 国内および国際取引
- 8. 用語集

8

用語集

70 用語集



用語集

近親者

とは、配偶者、パートナー、子供、両親、 兄弟姉妹、甥、姪、叔父、叔母、祖父母、孫、 いとこ(姑や婿など婚姻関係に起因する場合 も含みます)を指します。近親者とは、従業 員の世帯に属する者も意味します。

共謀とは、競争相手と協調することであ り、競争を制限する、もしくは制限する 目的で行われる場合があります。

これには、直接であれ第三者による仲介であれ、公式および非公式の合意、了解事項、(直接的または間接的な)商業上の機密情報の交換、業界団体の決定/勧告が含まれる。公式、非公式を問わず、直接、または第三者によって仲介された契約を含む。

地域社会への投資

商業活動や中核的な事業活動、法的義務を超えた自主的な活動で、当行が事業を展開している国や地域社会の経済的、社会的、環境的持続可能性に貢献するものです。これらの投資は、当行が事業を展開する地域社会におけるさまざまな問題や大義に取り組むもので、慈善団体、非政府組織(NGO)、「市民社会」が関与することが多く、地域社会プロジェクトへの支出や慈善寄付、現物支給による寄付、従業員によるボランティア活動などが含まれます。

ディーリング

は、株式ディーリング規程で広く定義されており、本人または他人の代理であるかどうかにかかわらず、直接または間接的に、有価証券を含むあらゆる売買または譲渡(贈与によるものを含む)、スプレッドベット、差金決済取引、有価証券に関わるその他のデリバティブその他の派生商品を含みます。

従業員

には、文脈が許す限り、グループ企業の役員、 幹部、および常勤従業員も含まれます。

接待

「接待」には、仮想または対面でのあらゆる 形態の接待が含まれます。例えば飲食物、文 化的またはスポーツイベントへの出席、旅行、 宿泊施設など、BAT 社外の個人または団体に 提供または贈与され、あるいはそれらから受 領することも含みます。

贈与

には、金銭的価値が容易に把握できないものであっても、BAT 社外の個人または団体に 提供または贈与された、あるいはそれらから 受領した、接待以外の価値のあるものを含み ます。

G&E

とは、贈答品および/または接待を意味します。

G&E Tracker

は、自動化された事前承認および記録管理ソ リューションであり、閾値を超える公務員お よび民間関係者の G&E には必須です。

グループおよび BAT

とは、British American Tobacco p.l.c. および全ての子会社を指します。

グループ企業

とは、British American Tobacco Group 内のいかなる会社も指します。

「不当な行為」とは、誠意を持って公平 に信頼の責務に従い行動するという期待 を裏切ってビジネス活動または公共的 機能を行うこと(または行わないこと) です。

BAT p.l.c. に関する内部情報

とは、一般に入手できない正確な性質の情報であり;BAT p.l.c. またはその株式もしくはその他の証券に直接的または間接的に関連し、一般に入手可能であれば BAT p.l.c. の株式もしくはその他の証券、または関連する投資の価格に重大な影響を及ぼす可能性があるものです。

インスタント・メッセージング

とは、第三者アプリケーション(ソーシャル・メディアのダイレクト・メッセージング機能を含みます)を使用した通信機器間のインスタントまたは一時的なメッセージングで、メッセージがグループの記録および情報管理機能を促進しないあらゆる形態のものです。

市場濫用

とは、金融市場の信頼性を損ない、証券やデ リバティブに対する一般の信頼を損なう行為 を指します。

M&A 取引のコンプライアンス手続き とは、**グループの合併・買収取引のコンプライアンス手続き**を指します。

民間部門の利害関係者

とは、公務員を除く他のすべての事業体及び 個人を意味します。 「公務員」とは、直接または間接的に政府、 または公共団体/公共機関により雇用される人、または政府、または公共団体/ 公共機関のために就労する人、または公 共的機能を実施する人をいいます。

これには、例えば、国、地方政府、地方自治体、公的機関など(政府省庁、軍、警察の職員など)に勤務する人が含まれます;公職に就いている人;国有企業または国営企業の従業員(国営タバコ会社など);国連など国際的な公的機関の職員;政党関係者;公職候補者;王家の一員、そして判事と裁判官です。

場所や物理的形態に関係なく、個人が業 務上作成または受領したあらゆる媒体の 記録

情報です。

「法律」

には、適用されるすべての国内法および超国 家的な法律や規制が含まれます。

制裁対象者

とは、国連、米国、EU、英国、その他の国際機関および各国政府によって実施および/または執行される制裁制度のもとで取引が制限または禁止されている個人または事業体のことであり、制裁対象地域に居住または所在する、またはその法律のもとで組織され、前述の管轄区域によって維持されている制裁リストに記載されている、あるいは制裁の対象または対象となっている個人または事業体が含まれますが、これらに限定されるものではありません。

制裁対象地域

には、国連、米国、EU、英国および/またはその他の国際機関や各国政府によって課された包括的または広範な制裁の対象となる地域が含まれます。

有価証券

は、株式ディーリング規程において広く定義されており、株式(米国預託証券を含みます)、オプション、先物、その他あらゆる種類のデリバティブ契約、借金、集団投資事業(ファンドなど)のユニット、差金決済契約、債券、手形、その他有価証券の価格によって価値が決定される投資を含みます。

SoBC ポータル

は、利益相反の開示を把握、維持、管理する ためのプラットフォームです。

基準及び SoBC

とは、本文書に定めるグループ基準及び/又はグループ会社が現地で採用する基準を意味します。

「サプライヤー」とは、直接製品生成物または間接商材またはサービスを BAT グループに供給または提供しているサードパーティーをいいます。これには、コンサルタント、独立契約業者、エージェント、メーカー、一次製造業者、下請け業者、販売代理店、および卸売業者が該当します。

税金

法人税、個人所得税、社会保険料、関税、 物品税、付加価値税、売上税、その他あら ゆる形態の税金を含みます。

会社

とは British American Tobaccop.l.c. を意味 します。

第三者通信アプリケーション

とは、第三者製アプリケーション(ダイレクトメッセージ機能を有するソーシャルメディアアプリケーションを含みます)を使用したあらゆる形態の通信(電子メール、ボイスメモ、チャット、テキストメッセージなど)であって、当該通信が**グループ記録・情報管理手順**に従って保持またはアクセスできないものです。これには、WhatsApp、WeChat、Facebook、Facebook Messenger、Instagram、iMessage、SMS テキストメッセージ、Gmail、Yahoo、Hotmail、Telegram、Viber、Signal、その他類似のアプリケーションが含まれますが、これらに限定されません。

第三者 AFC 手順

とは、**グループ第三者金融犯罪対策手順**を 意味します。

閾値

とは、G&E(贈与、提供、受領)に関連して 使用される場合、以下の意味を持ちます:

- 1. **公務員:**20 ポンド以上 G&E Tracker を 通じて事前承認を得なければなりません。
- 民間部門の利害関係者: 20 ~ 200 ポンド 以上の G&E は G&ETracker に記録します。 200 ポンド以上 - G&E Tracker を通じて事 前承認を得る必要があります。

グループ会社は、各市場における適度で合法 的な金額についてガイダンスを提供すべきで あり、これらの金額を超えないようにし、現 地の購買力や規制を反映させるべきです。

指先でガイダンス: SoBC アプリ をダウンロード

これらの QR コードをスキャンしてダウンロードし、<u>bat.com/sobc/online</u>をご覧ください。











紙と印刷

用紙

UKで Pureprint Group によって、消費者廃棄物から作られた 100%再生紙 Revive を使用して印刷です。すべてのパルプはエレメンタル・クロリン・フリーです。 製造工場は、環境管理に関する ISO 14001 および EU エコラベル(EMAS)の認証を取得しています。

本書は、責任ある供給源からの FSC® 認証紙である Revive 100 Silk に印刷されています。これにより、適切に管理された森林の木から印刷工場で完成した文書に至るまで、監査された管理の連鎖が保証されます。



印刷

本紙はワールド・ランド・トラストとカーボン・バランス、保護価値 の高い土地の購入と保全を通じて二酸化炭素排出量をオフセットして いる国際的な自然保護慈善団体です。

皆伐の危機にさらされている立木の森林を保護することで、本来であれば放出されるはずの炭素が固定されます。こうして保護された森林は、大気中の炭素を吸収し続けることができるようになり、REDD (森林減少・劣化からの排出削減)と呼ばれます。これは現在、大気中の_酸化炭素の増加と地球温暖化の影響を食い止めるための、最も費用対効果が高く、最も迅速な方法のひとつとして認識されています。二酸化炭素の利益に加えて、この土地が保護する植物や動物には、IUCN レッドリスト(絶滅の危機に瀕した種のリスト)に指定されている絶滅の危険性のある多くの種が含まれています。



www.carbonbalancedpaper.com

詳細情報

以下までお問い合わせください。

コーポレート・コンプライアンス部長 (sobc@bat.com)

British American Tobacco p.l.c.

Globe House

4 Temple Place

London WC2R 2PG

英国

電話:44 (0)207 845 1000

